

大阪府指定出資法人への人的関与の再点検に関する意見書

平成25年12月

大阪府指定出資法人評価等審議会

大阪府指定出資法人への人的関与の再点検に関する意見書

目 次

1 はじめに	1
2 再点検の視点	2
3 再点検結果	2
4 別紙資料（再点検による審議会意見）	4～5

【参考資料】

・指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票 (今回、再点検を行った法人のポストごとの調査票)	1～36
・大阪府指定出資法人評価等審議会 委員名簿	37

1 はじめに

大阪府指定出資法人への人的関与のあり方については、当審議会の前身である「大阪府指定出資法人に関する専門家会議（役員派遣のあり方検討部会）」において、平成21年7月から12月にかけ、法人のポストごとに府の人的関与のあり方について検討が行われた。その結果を踏まえ、平成22年2月の大坂府戦略本部会議において、府として引き続き人的関与が必要であるとして、23法人39ポストが決定されたところである。

その後、法人の自立化や統合、役員ポストの見直し等を経て、現在、府が関与すべきポストは、18法人30ポスト（以下、「府関与ポスト」という。）となっている。

また、この間、職員基本条例が平成24年4月1日から施行され、これらの府関与ポストは、条例上、いわゆる知事推薦ポストとして、再就職禁止の適用除外に位置付けられ、以降、同条例に基づき、府関係者が当該法人役員に就任されていた。しかし、平成25年5月の大坂府定例府議会において、いわゆる知事推薦ポストについて、府職員や関係者だけでなく、民間も含めた公募という形で競争させるべきとの質問を受け、公募も含めて検討していくとの知事答弁がなされたところである。

この府議会での議論も踏まえ、今回、知事からの要請に基づき本審議会で府関与ポストの必要性について再検討することとなった。

なお、同条例に基づき昨年度に設置された大坂府人事監察委員会からも、「府の人的関与の必要性について、審議会において改めて検討していただくことを要望する。」との意見書が知事あてに提出されていることを申し添える。

【今回再点検の経過】

第1回（平成25年9月20日）

- ・これまでの取組み、経過等報告
- ・当審議会における今後の審議の進め方、スケジュール等について審議

第2回（平成25年10月15日）

- ・法人所管部局等へのヒアリング、意見とりまとめに向けた論点整理

第3回（平成25年10月31日）

- ・法人（所管部局）に対するヒアリング、質疑（4法人4ポスト）

第4回（平成25年11月01日）

- ・法人（所管部局）に対するヒアリング、質疑（8法人17ポスト）

第5回（平成25年11月12日）

- ・法人（所管部局）に対するヒアリング、質疑（5法人7ポスト）

第6回（平成25年11月26日）

- ・指定出資法人への人的関与の再点検に係る意見とりまとめに向けた審議

第7回（平成25年12月06日）

- ・指定出資法人への人的関与の再点検に係る意見とりまとめに向けた審議
- ・法人（所管部局）に対する追加ヒアリング、質疑（6法人12ポスト）

第8回（平成25年12月13日）

- ・意見とりまとめ案の審議（指定出資法人への人的関与の再点検結果、参考資料等）

2 再点検の視点

前回の見直しでは、法人の持つ公共的な使命や、経営状況の悪化により府民負担が増大することがないかなど、法人が抱える課題や役員に課せられた責務を踏まえ、本当に府関係者が法人の役員に就任する必要があるのかどうか、府民目線により、全ての法人のポストごとにその必要性の検討が行われたところである。

具体的には、「1. 法人役員の責務について」「2. 府OB役員の就任及び在任期間について」「3. プロパー職員の役員登用について」「4. 監事等の非常勤役員について」「5. 無報酬の非常勤役員への就任について」に関して、幅広い視点から指定出資法人への人的関与のあり方について、点検・見直しが行われたものである。

今回の再点検では、その結果も踏まえつつ、前回見直し時における各法人の取り組むべき課題が、現時点でどのように変化しているのか（既に解決しているのか、或いは新たな課題が顕在化してきているのか等）について確認するとともに、それらが、府の人的関与の必要性を決定づける理由として継続しているのかといった視点にも着目した。それらを具体的に検証・確認するため、法人所管部局に対し、法人のポストごとに詳細な調査票の作成・提出を求め、それらをもとに、所管法人に対する個別ヒアリングを行った。

ヒアリングにあたっては、「取り組むべき課題の重要性」「法人課題と対象役員の職務との関連性」から、「府の人的関与の必要性」について慎重に再点検を行い、最終的に、審議会として意見をとりまとめたところである。

※参考：前回見直し結果「大阪府指定出資法人への人的関与のあり方に関する意見書」については、こちらを参照 http://www.pref.osaka.jp/attach/2862/00026118/bukaisiryo_%20091224.pdf

3 再点検の結果

前述の視点に立って、対象となっている 18 法人 30 ポスト（うち、1 法人 2 ポストについては、事業の見直しや課題が解決したことから、今回の再点検に併せて廃止を決定）について再点検を行った結果は、次のとおりである。

- (1) 人的関与の必要性が認められる（役員ポストに、引き続き府関係者を就任させる理由が認められる）としたものは、16 ポスト
- (2) 人的関与の必要性は条件付きで認められる（役員ポストに、引き続き府関係者を就任させるにあたり、期限等条件を附して認められる）としたものは、9 ポスト
- (3) 人的関与の必要性は認められない（役員ポストに、引き続き府関係者を就任させる積極的理由が認められず、官民同時公募により最適な者を選任又は当該役員ポストの設置を見直すべき）としたものは、5 ポスト

※再点検による審議会意見については、別紙資料を参照

今回の再点検は、あくまでも各法人の現在の課題等を踏まえ、現時点における人的関与の必要性についての意見としてとりまとめたものである。課題が解消すれば、できるだけ速やかに人的関与を見直していくべきであり、大阪府においては、指定出資法人の経営評価等を通じて、常日頃から適切に法人の経営状況を把握し、指導・調整を講じるとともに、概ね 2 年程度の間隔で人的関与の継続の要否について点検していくことが必要と考える。

また、府として、府関係者の関与を見直すこととした場合は、行政・民間を問わずに公募により適任者を選任する方針であると、府から説明を受けている。その際には、広く一般から人材を募ることはもとより、法人固有職員等が積極的にチャレンジできるよう配慮されたい。

最後に、指定出資法人は、法人経営に対する府の関与を最小限とし、自立した経営への移行をめざすべきである。そのためにも府関係者ではなく、法人職員が自ら法人経営のかじ取りを担う体制とすべく、中長期を見通し、法人固有職員（いわゆるプロパー職員）の育成を計画的に進められたい。再点検を通じても、府の関係者の配置を条件付きとした法人が多くある。これは、当然に今後の自立化を前提としたものであり、府においては、この点を十分に踏まえて、引き続き、指定出資法人の指導・調整にあたられたい。

大阪府指定出資法人への人的関与の再点検

※人的関与の必要性

- ・認められる・・・・・・・・役員ポストに、引き続き府関係者を就任させる理由が認められる。
- ・条件付きで認められる・・役員ポストに、引き続き府関係者を就任させるにあたり、期限等条件を附して認められる。
- ・認められない・・・・・・役員ポストに、引き続き府関係者を就任させる積極的理由が認められず、官民同時公募により最適な者を選任又は当該役員ポストの設置を見直すべき。

番号	法 人 名 (設立年月日)	役 職 名 (勤務形態)	人的関与の必要性			大阪府指定出資法人評価等審議会 意 見
			認められる	条件付きで認められる	認められない	
1	(財) 大阪国際平和センター (H1.7.25)	常務理事 (常勤)	○			当該法人は、府市の共同事業として、常設展示や特別展などを通じ戦争の悲惨さを次代に伝え、平和の尊さを発信していく役割を求められている。また、理事長が非常勤であることから、常務理事は、法人の実質的な責任者として、また、実務面において、府・市の平和施策に関する方針をしっかりと受け止め、法人に求められる役割を果たしていくためにも、関係機関・団体等の様々な意見を受け止め、バランス感をもって法人経営にあたりうる府関係者が継続的に就任することには、一定の妥当性が認められる。
2	(公財) 大阪府国際交流財団 (H1.1.25)	理事長 (非常勤)	○	常勤化		当該法人は、定款上、H33年度末までの存続期間を定めた上で、府と法人が共同策定した「大阪府国際化戦略アクションプログラム」に基づく事業の推進、解散後の残余財産（設立時 府100%出捐）の帰属先の決定等の課題があることから、府の人的関与の必要性は一定認められる。 しかし、「大阪府国際化戦略アクションプログラム」は、府と法人が共同実施するものであることから、府の施策方針を踏まえた事業方針等について判断余地は少なく、府担当部局による指導・調整等により一定目的を達成できるとも考えられることから、府関係者を2名配置する必要性は、積極的には認めにくい。については、現行の非常勤理事長を常勤化した上で府の関与を継続するとともに、常務理事兼事務局長は廃止すべき。なお、事務局長業務には、一定の業務量が認められることから、担当職員の配置が必要と考える。
3		常務理事 (常勤)		○		
4	(株) 大阪国際会議場 (S33.8.9)	専務取締役 (常勤)	○			今回、大阪府立国際会議場について、指定管理者の公募が行われ、当該法人が指定管理者に選定された。当該法人は、公募に対して、今後5年間、毎年府への納付金7億円、維持修繕費1億円に加え、設備等の機能向上に8千万円を支出する提案を行ったところである。 当該法人に対する府の出資比率は50%であるが、議決権比率では50.34%と50%を上回っていることに加え、今後、厳しい経営が見込まれることなども踏まえると、最大株主として、引き続き、財務の健全性を維持した法人経営を行うため、府関係者を役員に就任させ、法人経営に関与させていくことが必要。
5	(公財) 大阪府保健医療財団 (S40. 7.26)	理事長 (非常勤)		○		府立中河内救急センターの東大阪市への移管が、直近の大きな課題である。その際には、自治体、関係機関・団体等が、本財団に運営受託している救命救急医療の維持や法人職員の身分移管問題、東大阪市立総合病院との連携体制の構築等、府と足並みをそろえつつ、法人の責任で解決すべき課題も認められる。これらのことから、特に医療分野において行政的調整能力を発揮できる府関係者が関わるべき必要性が認められるため、中河内救命救急センターの課題が解決されるまでの間は、府の人的関与を継続することとし、その後は、行政・民間を問わず、府のがん対策、循環器病対策の推進に資する人材を選任すべきと考える。
6		業務執行理事 (非常勤)		○		前回点検時における課題 ((財) 大阪がん予防検診センターとの法人統合) を達成し、新法人における事業内容についても見通しがついたため、府関係者の就任を見直す。
7	(公財) 大阪産業振興機構 (S59.7.10)	理事長 (常勤)		○		現在、大阪市都市型産業振興センターとの統合の検討が進められていること、今後、順次終期を迎える府関連の中小企業支援事業（資金支援、設備貸与等）について法人・府の財政的リスクを回避しながら適切に収束させることが求められていること等の理由から、当面、府が人的関与を続ける妥当性は認められる。 ただし、当法人は、府の商工施策の推進に係る実施機関的な位置づけの法人でもあり、その人的関与の必要性については、今後の商工施策の動向と併せて、その内で法人が担うべき役割の内容、ボリュームに負うところが大きいものと考えられることから、統合協議等を経た今後の法人のあり方が明確になった時点で、改めて府の人的関与の必要性について判断するべき。
8	(公財) 千里ライフサイエンス振興財団 (H2.7.31)	専務理事 (常勤)	○			府のバイオ振興課と連携して、府のバイオ戦略を推進する中で、若手研究者の育成など法人が果たすべき役割を担うため、「産・学・官」の連携スキームとして、理事長（非常勤）は研究者、実務を担う常務理事兼事務局長は府関係者、それ以外の役員（非常勤）は産業界等から構成する法人経営体制を講じていることの妥当性が一定認められる。 一方で、技術ニーズとシーズのマッチングを集積させることで地域の優位性を高めて行くという府のバイオ戦略全体を考えた時に、これらの機能を法人においてさらに充実させることができない人材を、行政・民間を問わず幅広く求めるべきとの意見もあったことを付言する。
9	大阪府中小企業信用保証協会 (S23.10.26)	理事長 (常勤)	○			当該法人は、中小企業施策の根幹をなす制度融資等による適正な信用保証業務を行うため府が主体となって設立した法人であり、信用保証制度をベースとした金融セーフティネットの維持・向上など地域金融政策を府と協調して推進することが求められる。また、市信用保証協会との合併を控えている中、制度融資に対する損失補償（H24年度約63億円）など、府財政に多大な影響を与えるリスクを踏まえた求償権の適正管理を引き続き行う必要があるため、理事長には府関係者が就任する必要性が認められる。
10	(公財) 西成労働福祉センター (S37.9.21)	代表理事 (非常勤)		○		当該法人は、あいりん地域の日雇労働者対策を実施する行政機関としての役割を代行する機関とも言え、日雇労働者の高齢化等に伴う生活保護や就労支援などの新たな課題も顕在化する中、国・大阪府・大阪市・警察などの関係機関とも緊密な連携を図り、あいりん地域における各種施策を円滑に実施していく必要があることから、引き続き、府関係者が役員に就任する必要性が認められる。 当審議会の審議の中では、非常勤の代表理事、常勤の業務執行理事（兼事務局長）という配置形態・役割分担について、代表理事を常勤化すべきとの意見もあったが、現在、大阪市では、平成25年度から5年程度かけて実施する西成特区構想の実現に向け、有効な施策を検討、実施・推進しており、当該構想の内容により、法人のあり方・役割も大きく影響を受けることになることから、西成特区構想が具体化されるまでの間は、現行どおり非常勤の代表理事を配置することとし、その後については、改めて代表理事の配置形態、業務執行理事との役割分担等について検討が必要。
11		業務執行理事 (常勤)	○			
12	(一財) 大阪府みどり公社 (S61.2.28)	理事長 (常勤)	○			当該法人は、農地保有合理化法人として、府施策と連携して遊休農地解消の取組みを行うとともに、現在、国では、「都道府県農地中間管理機構」が農地の中間管理権の取得、貸付等の役割を担うこととする旨の制度化が進められているが、当該受皿組織として同法人の指定が想定されているなど、府の農とみどり施策にあたっての準公的機関としての位置づけが強まっており、府と密接な連携のもとに事業を推進できる府関係者の継続的配置は必要と考える。 なお、前回課題として、指定管理者制度に関して指摘がなされているが、今回は、指定管理事業に関する部門に限れば、府の人的関与は行うべきではないという意見がある一方、準公的機関としての位置づけが強まっていることなどを比較衡量の上関与の必要性を判断したことを付言する。

番号	法人名 (設立年月日)	役職名 (勤務形態)	人的関与の必要性			大阪府指定出資法人評価等審議会 意見
			認められる	条件付きで認められる	認められない	
13	(株) 大阪府食品流通センター (S49.6.11)	代表取締役社長 (常勤)		○		府保有株式の売却による民営化という方向性は決定されているものの、今回の公募手続が不調に終わったため、府において、その検証と再公募への条件整備を進めるとともに、法人においては、最大出資者である府と協調した法人内の条件整備、公募手続きへの協力が不可欠である。これらのことから、引き続き株式売却による民営化が完了するまでは府関係者の就任が必要である。
14	(公財) 大阪府都市整備推進センター (S34.9.7)	理事長 (常勤)	○			大阪府タウン管理財団との統合を控えており、統合後の法人のあり方等について、府及び関係団体と円滑な調整を行う観点からまちづくり行政に精通した府関係者の配置が必要と考える。 また、巨大地震対策関連で喫緊の課題である密集市街地対策をはじめ法人が行うまちづくりの支援事業については、府との役割分担のもと、府のまちづくり施策と整合を図り、市町村・関係住民等と取組を進めていく必要がある。 そのため、府において市町村・地域住民と一緒にまちづくりの経験・知識を十分に有し、これら施策上の要請に応えうる者が役員に就任し、適切な役割分担のもと、これら業務を法人経営上の観点から所掌し、指揮統括することが必要であると認められる。
15		常務理事 (常勤)	○			さらに、収益事業の柱である阪南2区事業においても、受入土量を確保するためには、府、市町村をはじめとする公的団体の公共事業の状況を把握し、適切な調整を行える府関係者を配置することが適当である。
16	大阪府道路公社 (S58.4.1)	理事長 (常勤)	○			ハイウェイオーソリティー構想（都市圏高速道路等の一体的運営主体）に関し、公社が道路事業者の立場として府と一体的立場に立って協議に参画し、所期の目的を実現するためには、府関係者が理事長に就任する必要性が認められる。なお、道路の利用促進、道路建設資金償還スキーム（投資回収的役割）の実行に限れば、府関係者に限定する必要性は積極的に認められないという意見のあったことも付言する。
17	大阪高速鉄道 (株) (S55.12.15)	代表取締役社長 (常勤)	○			当該法人は、府内の放射状の既存鉄道を環状方向に有機的に結び、ネットワークを強化する公共交通機関としてモノレールを整備するために、府・民間企業が共同で出資して設立した法人であり、桁、支柱、駅舎等のインフラ部は府が管理、車両や電気・通信設備等のインフラ外部は当該法人が管理するというスキームとなっている。
18		代表取締役専務 (常勤)	○			約55億円の累積損失、約200億円の借入金の削減のほか、特に、門真以南への延伸計画が府にとって重要な課題となっている中で、延伸計画等は当該法人の大きな課題となっている。 当該法人の事業は府の交通政策と密接な関係を有しており、法人の課題について府と当該法人が密接な連携のもとに対応していくことが求められることから、最大出資者でもある府が主体的に経営に関与していくべきであり、常勤役員に府関係者を配置する必要性は一定認められる。
19		常務取締役運輸部長 (常勤)		○		しかし、モノレール事業と一般的の電鉄事業とは性格が異なるとはいえ、鉄道事業の安全管理は、モノレールの特殊性を考慮したとしても、基本的には民間鉄道事業者と共通要素もあると考えられることから、排他的に府関係者から選任するよりも、民間等の当該業務経験者も含めて人選するべきと考える。
20	大阪府都市開発 (株) (S40.12.24)	代表取締役社長 (常勤)		○		前回点検における課題（同法人の民営化）の解決が図られる見込みであり、府関係者の就任を見直す。
21	大阪外環状鉄道 (株) (H8.11.21)	代表取締役社長 (常勤)		○		同社は、沿線住民の利便性向上、都心ターミナルの混雑緩和及び沿線地域のまちづくりへの貢献等に向け、既存の城東貨物線を活用して、おおさか東線を整備するために、大阪府・大阪市・JR西日本が中心となって設立した法人であり、平成20年3月に南区間（放出～久宝寺）を開業し、現在、残る北区間（新大阪～放出）の平成30年度末の開業をめざして、建設事業を進めているところである。
22		常務取締役 (常勤)		○		設立の経緯などを踏まえると、少なくとも建設事業が完了する平成30年度末までの間は、大阪府・大阪市・JR西日本の3大株主が責任をもって対応するとしたスキームが維持される必要があり、主体性をもって建設事業を継続するために府の関与が必要である。
23	大阪府土地開発公社 (S49.5.1)	理事長 (常勤)	○			府の公共事業用地の先行取得が法人の事業であり、法人と府の関係では、実質的に法人は府のガバナンス下にあると言える。一方で、公共事業用地の先行取得は、場合によっては、府において収用案件となる可能性もあるなど、行政に特有の業務であることから、公共事業用地の買収等に精通した者を役員に配置することには、一定の合理性が認められる。ただし、組織の効率性の観点から、複数の常勤役員を配置する体制の妥当性については、審議会でも議論となつたことを申し添える。
24		常務理事 (常勤)	○			
25	大阪府住宅供給公社 (S40.11.1)	理事長 (常勤)	○			当該法人は、約22,000戸の公社賃貸住宅、約3,700戸の民間借上型特定優良賃貸住宅の管理・運営、府営住宅約12万戸の計画修繕、約6万5千戸の管理・運営等を行っている。 約1,700億円の借入金の削減が最大の課題であり、また、公社借入金に対する府の損失補償も約900億円と膨大であるため、公社債権の格付け（A+安定的）の維持及び計画的な発行、特定優良賃貸住宅の収支改善などに取り組んでいかなければ、府財政に甚大な影響を及ぼすこととなる。
26		常務理事 (事務) 総務担当 (常勤)		○		当該法人が府の住宅まちづくり施策と密接な関係を有していることも踏まえると、こうした取組を進めるに際しては、府が主体的に関与していくべきであり、常勤役員に府関係者を排他的に配置する必要性は一定認められる。
27		常務理事 (技術) 技術担当 (常勤)	○			しかし、将来の自立的経営への移行を視野に入れた場合、借入金の計画的な縮減や市場公募債の発行といった財務関係の業務は、民間出身の人材も担える業務であり、理事長に府関係者が配置されていることも併せ考慮すると、こうした業務を担当する総務担当常務理事については、排他的に府関係者から選任するよりも、民間等の業務経験者も含めて人選するべきと考える。
28	(一財) 大阪府タウン管理財団 (H3.7.1)	理事長 (常勤)		○		当該法人は、速やかな事業の縮小が課題であり、かつその内容は、地元自治体等への資産の継承（処分）が主たる課題であることから、市町村との調整・折衝等の十分な経験を有した府関係者が就任し、その陣頭指揮にあたることは、妥当な対応であると考えられる。また、3つの団体が統合した経過から事業拠点が千里・泉北・りんくうと分散しており、それそれに意思決定の現地性が求められることから、現時点では、3名の常勤役員に府関係者を配置することもやむをえない。
29		常務理事 (兼千里事業本部長) (常勤)		○		なお、府関係者の配置は、大阪府都市整備推進センターとの統合を実現するまでとし、この間においては資産処分の状況をみながら、各事業拠点における常勤役員の配置の必要性を点検することが適当と考える。
30		常務理事 (兼泉北事業本部長) (常勤)		○		

【参考資料】

【目 次】

- ・指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票（今回、再点検の法人・ポストに係る調査票） 1～36
- ・大阪府指定出資法人評価等審議会 委員名簿 37

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票 目 次

整理番号	法 人 名	役職名（勤務形態）	ページ
1	(財) 大阪国際平和センター	常務理事（常勤）	1
2	(公財) 大阪府国際交流財団	理事長（非常勤）	2
3		常務理事（常勤）	3
4	(株) 大阪国際会議場	専務取締役（常勤）	4
5	(公財) 大阪府保健医療財団	理事長（非常勤）	5
6		業務執行理事（非常勤）	—
7	(公財) 大阪産業振興機構	理事長（常勤）	6
8	(公財) 千里ライフサイエンス振興財団	専務理事（常勤）	7~8
9	大阪府中小企業信用保証協会	理事長（常勤）	9
10	(公財) 西成労働福祉センター	代表理事（非常勤）	10
11		業務執行理事（常勤）	11
12	(一財) 大阪府みどり公社	理事長（常勤）	12
13	(株) 大阪府食品流通センター	代表取締役社長（常勤）	13
14	(公財) 大阪府都市整備推進センター	理事長（常勤）	14~15
15		常務理事（常勤）	16~17
16	大阪府道路公社	理事長（常勤）	18
17	大阪高速鉄道（株）	代表取締役社長（常勤）	19
18		代表取締役専務（常勤）	20
19		常務取締役運輸部長（常勤）	21~22
20	大阪府都市開発（株）	代表取締役社長（常勤）	—
21	大阪外環状鉄道（株）	代表取締役社長（常勤）	23
22		常務取締役（常勤）	24
23	大阪府土地開発公社	理事長（常勤）	25
24		常務理事（常勤）	26
25	大阪府住宅供給公社	理事長（常勤）	27~28
26		常務理事（常勤・事務）	29~30
27		常務理事（常勤・技術）	31~32
28	(一財) 大阪府タウン管理財団	理事長（常勤）	33~34
29		常務理事（千里事業本部長）（常勤）	35
30		常務理事（泉北事業本部長）（常勤）	36

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	財団法人大阪国際平和センター				
法人所管課	府民文化部人権局人権企画課				
設立年月日	平成元年7月25日				
役員数	常勤	1名	うち府派遣	0名	うち府退職者 1名
			その他		0名
非常勤	12名	うち府派遣	1名	うち府退職者 0名	0名
職員数(常勤)	4名	うち府派遣	0名	うち府退職者 2名	
主な事業概要	戦争と平和に関する情報・資料の収集・保存・展示、平和問題に関する調査研究・学習・普及等 • 展示情報事業（常設展示、資料の収集・貸出等） • 企画事業（特別展、平和祈念事業、教員向け平和学習講座、戦跡ウォーク、ウィークエンドシネマ、親子（映画）まつり、平和紙芝居等の開催） • 大阪空襲死没者名簿、「刻の庭」の維持管理				
対象役員	常務理事				
理事会・取締役会の開催状況	H24年度実績 5回	うち臨時的に開催したもの	3回		
理事会・取締役会以外での意思決定機関（会議）の有無	有 or 無				
(有の場合)	機関（会議）名	構成員	開催頻度		

【前回見直し時における法人の課題等】

平和に対する深い見識とともに、政治的なバランス感覚、自治体の行うべき平和施策への識見を併せ持ち、行政的な危機管理能力に長けた人物が運営の中核には必要

【前回見直し時の対象役員の職務（うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと）】

○財団の総合的運営

- 府市の平和施策の効果的な発信に資する観点で、企画から実施までを総合的に判断
- 学術的な展示・企画事業等にとどまらず、府の平和事業に即した情報収集・発信の視点を入れる。

○財団運営の（事実上の）最高責任者として、支援団体や個人、関係団体等と対外折衝

- 厳しい財政状況の中で支援層の拡大・効率的な財団運営に努力
- 財団の発信力の強化のため、他施設等との連携強化を図る。

○財団運営全般において政治的中立性・公平性を確保

- 財団運営に当たり、館に寄せられる様々な要望や意見・支援活動等にも配慮しながら政治的中立性を確保し、公の施設に準じた活動を行うための総合的な判断を行う。

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

戦争や平和については様々な考え方やスタンスがある中、（事実上の）最高責任者として政治的中立性・公平性を確保しながら、府施策の一環にふさわしい企画事業等を事務局職員を差配して実施している。

また、開館時からの展示への批判や現在進めている展示リニューアルに関する様々な団体・個人からの意見・要望にも、高度なバランス感覚を以って府市の意向を汲み取りながら対応している。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

平和に対する深い見識とともに、政治的なバランス感覚、自治体が行うべき平和施策への識見を併せ持ち、行政的な危機管理能力に長けた人物が運営の中核には引き続き必要

【上記課題に対する対応方針等】

府関係者を引き続き対象役員（常務理事）とする。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

○財団の総合的運営

- ・府市の共同事業として、府市に代わって平和施策を行うため設立したものであり、府市の平和施策の効果的な実現を担う法人であるという前提に立って、事業全般にわたり企画から実施まで総合的な判断を行う。

○財団運営全般において政治的中立性・公平性を確保

- ・財団運営に当たり、館に寄せられる様々の要望や意見・支援活動等にも配慮しながら政治的中立性を確保し、公の施設に準じた活動を行うための総合的な判断を行う。

○財団運営の（事実上の）最高責任者として、支援団体や個人、関係団体等と対外折衝

- ・厳しい財政状況の中で支援層の拡大・効率的な財団運営に努力
- ・財団の発信力の強化のため、他施設等との連携強化を図る。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

本財団は、府市の共同事業として、府市に代わって平和施策を行うため設立したものであり、その運営の中核の役割を担うのが対象役員（府関係者）である。

府関係者が役員から外れた場合、

- ・府民への成果還元や府施策の一環にふさわしい企画事業等が行われなくなるおそれがある。とりわけ展示は、史実に即していても、スタンスの取り方で表現や見せ方等が全く変わってしまう。
- ・政治的な中立性や公平性を確保した財団運営が危ぶまれる。
- ・（政治的中立性を確保していても行政的な危機管理能力に長けていないと）政治的対立や外交問題に巻き込まれたり、財団が紛争の場となる恐れがある。

以上のことから、引き続き府関係者の就任が不可欠である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	(公財)大阪府国際交流財団				
法人所管課	府民文化部都市魅力創造局国際課				
設立年月日	平成元年1月25日				
役員数	常勤	1名	うち府派遣	名	うち府退職者
			その他		名
非常勤	8名	うち府派遣	1名	うち府退職者	1名
職員数(常勤)	2名	うち府派遣	2名	うち府退職者	名
主な事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバル人材の育成 ・外国人の受入促進・活動環境整備 ・国際交流情報の収集・発信 				
対象役員	理事長(非常勤)				
理事会・取締役会の開催状況	H24年度実績	5回	うち臨時的に開催したもの	3回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	有 or <input checked="" type="radio"/> 無				
(有の場合)	機関(会議)名	構成員	開催頻度		

【前回見直し時における法人の課題等】

- ・法人収入のほとんどが基本財産運用収入であり、事業収入が乏しい。
- ・府派遣職員中心の法人運営。
- ・情報発信力が弱い。
- ・経済情勢の悪化・停滞による基本財産運用収入、贊助会費収入の減少。

【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】

- ・理事会の運営
- ・法人運営に関する重要事項の意思決定
- ・法人見直しに係る理事、主要評議員の意見のとりまとめ
- ・法人見直しに係る府幹部との調整

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- ・公益法人化に伴う会計基準の変更により、特定資産の取り崩し及び減価償却費を一般正味財産へ振り替えた結果、法人収入のうち多くを受取寄付金が占めている。また、法人の営業努力等により、事業収入も増加見られる。
- ・府派遣職員者は、常勤役員で1名減、非常勤役員数及び常勤職員数は同じ。
- ・平成24年度のホームページアクセス数が10万回を突破し、情報発信力は向上している。
- ・低金利・円高の影響を受け、財産運用収入は伸び悩んでいるが、法人の営業努力等により、補助金や寄付金等の外部資金比率は向上している。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- ・法人は、定款において存続期間を平成33年度末と定めた。
- ・この期間に特定資産20億円を取り崩し、府と法人が共同策定した「大阪府国際化戦略アクションプログラム」に基づく事業を集中的に実施するための財源として活用するため、大阪府のガバナンスの確保が重要な課題となる。
- ・存続期間終了後に見込まれる20億円の基本財産の処分にあたって、全額を大阪府に帰属させることは、法人の定款上の責務ではない。

【上記課題に対する対応方針等】

大阪府のガバナンスを確保するため、府の人的関与を継続する。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- ・理事会の運営
- ・法人運営に関する重要事項の意思決定
- ・法人見直しに係る理事、主要評議員の意見のとりまとめ
- ・法人見直しに係る府幹部との調整

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

法人の存続期間中は、財団の特定資産を財源として、府と共同で「大阪府国際化戦略アクションプログラム」に基づく事業を理事会・評議員会の理解を得ながら集中的に実施するとともに、存続期間終了後に見込まれる基本財産の処分決定においても、全額が府に帰属することが決定されるよう、大阪府のガバナンスを確保し、府の方針に沿った理事会・評議員会での調整が必要であることから、引き続き、対象役員に府関係者が就任する必要性があると考える。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	(公財)大阪府国際交流財団				
法人所管課	府民文化部都市魅力創造局国際課				
設立年月日	平成元年1月25日				
役員数	常勤	1名	うち府派遣	名	うち府退職者 1名
			その他		名
非常勤	8名	うち府派遣	1名	うち府退職者 1名	
職員数(常勤)	2名	うち府派遣	2名	うち府退職者	名
主な事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバル人材の育成 ・外国人の受入促進・活動環境整備 ・国際交流情報の収集・発信 				
対象役員	常務理事(常勤)				
理事会・取締役会の開催状況	H24年度実績 5回	うち臨時的に開催したもの	3回		
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	有 or <input checked="" type="radio"/> 無				
(有の場合)	機関(会議)名	構成員	開催頻度		

【前回見直し時における法人の課題等】

- ・法人収入のほとんどが基本財産運用収入であり、事業収入が乏しい。
- ・府派遣職員中心の法人運営。
- ・情報発信力が弱い。
- ・経済情勢の悪化・停滞による基本財産運用収入、贊助会費収入の減少。

【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】

- ・事務局長を兼務
- ・理事会・評議員会の運営事務
- ・財産運用先の決定
- ・事業推進に関する意思決定
- ・法人見直しに係る他理事との調整及び府との実務的調整

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- ・公益法人化に伴う会計基準の変更により、特定資産の取り崩し及び減価償却費を一般正味財産へ振り替えた結果、法人収入のうち多くを受取寄付金が占めている。また、法人の営業努力等により、事業収入も増加見られる。
- ・府派遣職員者は、常勤役員で1名減、非常勤役員数及び常勤職員数は同じ。
- ・平成24年度のホームページアクセス数が10万回を突破し、情報発信力は向上している。
- ・低金利・円高の影響を受け、財産運用収入は伸び悩んでいるが、法人の営業努力等により、補助金や寄付金等の外部資金比率は向上している。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- ・法人は、定款において存続期間を平成33年度末と定めた。
- ・この期間に特定資産20億円を取り崩し、府と法人が共同策定した「大阪府国際化戦略アクションプログラム」に基づく事業を集中的に実施するための財源として活用するため、大阪府のガバナンスの確保が重要な課題である。
- ・存続期間終了後に見込まれる20億円の基本財産の処分にあたって、全額を大阪府に帰属させることは、法人の定款上の責務ではない。

【上記課題に対する対応方針等】

大阪府のガバナンスを確保するため、府の人的関与を継続する。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- ・事務局長を兼務
- ・理事会・評議員会の運営事務
- ・財産運用先の決定
- ・事業推進に関する意思決定
- ・法人見直しに係る他理事との調整及び府との実務的調整

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

法人の存続期間中は、財団の特定資産を財源として、府と共同で集中的に「大阪府国際化戦略アクションプログラム」に基づく事業の進行管理を行うとともに、3年毎に見直す必要のある同アクションプログラム（現計画期間はH24～26）において、常に府が必要と認める事業を盛り込むことや法人資産の安全かつ適切な運用・管理、大阪府における同法人の見直し方針を踏まえた財団事業の的確な方向付け、事業推進など大阪府のガバナンスを確保するため、引き続き、対象役員に府関係者が就任する必要性がある。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	株式会社大阪国際会議場				
法人所管課	府民文化部都市魅力創造局都市魅力・観光課				
設立年月日	昭和33年8月9日				
役員数	常勤	3名	うち府派遣	名	うち府退職者 1名
			その他		2名
	非常勤	11名	うち府派遣	2名	うち府退職者 0名
職員数(常勤)		18名	うち府派遣	名	うち府退職者 名
主な事業概要	①国際会議及び国内会議並びに文化、学術、芸術等各種催物の企画、誘致及び開催 ②内外商品等の見本市及び展示会の企画、誘致及び開催 ③会議施設及び展示場並びにこれらに付帯する施設、設備機器、備品等の賃貸及び管理運営 等				
対象役員	専務取締役(常勤)				
理事会・取締役会の開催状況	H24年度実績	5回	うち臨時的に開催したもの	<input checked="" type="checkbox"/>	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 or <input type="radio"/> 無				
(有の場合)	機関(会議)名	構成員		開催頻度	
	経営会議 常務会	社長、専務、常務、常勤監査役 社長、専務、常務		月1回 週1回	

【前回見直し時における法人の課題等】

- 今後予想される大規模修繕の必要に加え、納付金制度等による府財源への利益還元など、会社と府による施設の最適な管理運営システムの協議、構築が必要。

【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】

- 専務取締役として、会社の経営計画の策定・実行及び会社組織や営業、施設管理等の事業全般の業務執行に係る管理業務など。H23年度からの納付金制度等について、府と会社との関係を踏まえ、協議・検討を進め、最適な管理運営システムをとりまとめる。

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

同会議場の会議室料等売上げの20%を納付金として府に納付する制度を平成23年度から実施したが、さらに今後予想される大規模修繕や設備更新の増大及び府財源への利益還元などに対応するため、平成26年度からは指定管理者に対し4.5億円を下限とした納付金額の提案及び1億円を下限とした同会議場の維持修繕を実施していただく内容で公募を実施したところ。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- ・大阪府立国際会議場は、次年度から平成30年度までの指定管理につき、新しい枠組み（納付金下限4.5億円、維持修繕下限1億円、国際会議誘致件数の目標設定等）での提案による公募を実施。

- ・公募選定の結果、同法人が指定管理候補者として選定された。
- ・今回の公募では、同法人は納付金7億円を提案するとともに、維持修繕1億円に加え、毎年度8千万円を設備等の機能向上に支出する提案をいただいた。また、国際会議の誘致に関しても、実績数値を大幅に上回る目標を設定している。（H23実績26件⇒H30目標60件）
- ・この提案は、同法人の設立趣旨を全うしつつ、指定を勝ち取るために最大限努力したものであるが、この国際会議誘致の目標件数を達成し営業利益を大幅に向上させながらも、利益剰余金を取り崩して対応しなければならないものであり、相当厳しい自己変革を迫られているのが現状である。
- ・このような中で、指定管理候補者となったものの、今後は提案を実現するための厳しい営業活動とともに、出資金を阻害しない運営やそのための適正なマネジメントが課題となっている。

【上記課題に対する対応方針等】

- ・指定出資法人として、適正な法人運営を行なうための経営計画を策定し、誠実に遂行させることを通じ、府の出資金（全出資金の50%を超える3億円）を阻害する運営を行なわないよう一定の関与を行なっていく。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- ・会社組織マネジメントや営業・施設管理等の事業全般の業務執行に係る管理業務。
- ・府との関連に留意しながら社内での経営方針の検討や府と法人との調整役としての責任を全うしている。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- ・上記課題でも述べたとおり、府は同法人の設立にあたり、全出資金の50%を超える3億円を出資していることから、指定出資法人としてしっかり関与する必要がある。さらに、今回の公募時の提案内容を踏まえ、出資金を阻害するような運営を行なわないよう、同法人の経営計画の策定・実行について、今まで以上に監視していく必要がある。

- ・加えて、同法人は、民間出身の社長のもと、旅行業界からの出向者や嘱託社員などが多い組織であり、行政との調整を含め、会社経営・総務部門を担当する専務取締役の役割は大きい。（常務取締役は営業部門を担当）

- ・このような中で、府関係者が府との関連に留意しながら社内検討や府と法人との調整役としての役割を発揮していただくことが必要であり、府関係者の就任が不可欠である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	(公財) 大阪府保健医療財団				
法人所管課	健康医療部 保健医療室 健康づくり課				
設立年月日	昭和40年7月26日				
役員数	常勤	1	うち府派遣	0名	うち府退職者 0名
			その他		1名
非常勤	10名	うち府派遣	1名	うち府退職者 2名	
職員数(常勤)	143名	うち府派遣	10名	うち府退職者 3名	
主な事業概要	<input type="checkbox"/> 大阪がん循環器病予防センターの設置、管理及び運営 <input type="checkbox"/> がん・循環器病の予防に関する知識の啓発普及及び保健医療情報の提供 <input type="checkbox"/> 医学医術の研究、助成並びに医師及び医療従事者の教育、研修 <input type="checkbox"/> 大阪府立中河内救命救急センターに係る受託事業の運営				
対象役員	理事長(非常勤)				
理事会・取締役会の開催状況	H24年度実績 4回	うち臨時的に開催したもの	2回		
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 or 無				
(有の場合)	機関(会議)名	構成員		開催頻度	
	所長会議	理事長、がん循環器病予防センター所長、中河内救命救急センター所長、事務局長、主幹		月1回、隨時	

【前回見直し時における法人の課題等】

- 財団法人 大阪がん予防検診センターとの法人統合
- 府立健康科学センター管理運営事業受託の機能重点化(検診事業等の内容精査)
- 府立中河内救命救急センターにおける医師確保

【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】

- (財) 大阪がん予防検診センターとの統合に向け、両施設長をはじめとするプロパート員の意見を取りまとめつつ、府と各種調整を行いながら、医師会や医療関係機関との調整を行う
- 府立中河内救命救急センターにおける医師確保のため、トップマネジメントによる大学医局等への医師派遣協力依頼

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- 平成22年4月1日、(財) 大阪がん予防検診センターと法人統合
- 平成24年4月1日、府立健康科学センターについて、「公の施設」として廃止その際、事業実施機関(検診機関)としての大坂がん予防検診センターと、府立健康科学センターが実施してきた循環器部門を精査、事業統合し、「大阪がん循環器病予防センター」として運営開始
- 中河内救命救急センターの運営形態のあり方について、東大阪市・東大阪市立総合病院と府との協議の動向を踏まえながら職員確保等に対応

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 事業再構築により、平成24年度から運営開始された「大阪がん循環器病予防センター」において、府からの受託事業として、市町村等の実施するがん検診及び特定健診・特定保健指導の技術水準の維持向上に向けて、市町村及び地域医療機関に対し必要な支援を行う「精度管理センター」機能に重点化して取り組んでいく
- 中河内救命救急Cの運営形態のあり方について、東大阪市・東大阪市立総合病院と府との協議の動向を踏まえながら、引き続き、職員確保や内部調整等に対応

【上記課題に対する対応方針等】

- 府方針に基づき、法人統合、公の施設廃止、がん予防検診部門と循環器病予防部門の事業統合の動きを踏まえ、大阪府と協議の上、平成24年度から28年度までを計画期間とする「中期経営計画」を策定。
今後、本計画を着実に実行し、法人経営の自立化を図りながら、これまで培った実績、技術、関係機関との信頼関係を最大限に生かし、府のパートナーとして各種調整を行い事業を展開していく
- 府の動向を踏まえながら、財団としてもプロパー職員の意見を取りまとめつつ、府と各種調整を行なながら、府内の救急体制の低下を来すことがないよう、中河内救命救急センターの管理運営受託等について円滑に対応していく

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 法人代表者として、法人全体のマネジメント（事業推進、対外交渉、人事など）
- 中期経営計画に関する大阪府との調整及び意思形成の具体化
- 府施策を法人事業として実行していくために、出えん団体をはじめとする関係保健医療団体等との合意形成
- 府施策の方向性を踏まえつつ、医療機関・検診機関としての責務を果たすために、施設長をはじめとする幹部医師への専門的指導・助言

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 大阪府の健康づくりの重点施策である「がん対策」と「循環器病対策」の拠点施設として大阪がん循環器病予防センターを運営していくためには、府の保健医療行政に精通し、府の意向を踏まえて施設長を専門的観点から指導していく必要がある。
また、府施策を踏まえて当センターの事業を実行していくにあたり、当財団へ出えんする医療関係団体と事業実施の方向性について調整を行う必要がある。
さらに、市町村や地域医療機関へ支援を展開していくにあたり、各地域の保健医療団体や必要に応じて大学の公衆衛生セクション等との対応を行っていく必要があるため、理事長については引き続き、府の保健医療行政に精通し、かつ相応のポストを経験した医師である必要がある。
- これまで、当財団は、府立千里救命救急センターの委託替え（H16年3月）、府立千里看護専門学校の廃止（H18年3月）、（財）大阪がん予防検診センターとの法人統合（H22年4月）、府立健康科学センターの「公の施設」廃止（平成24年3月）等に取り組んできたが、これら課題の多い業務を府と連携してなし得たのは、財団のトップが、大阪府の方針を踏まえて対応する府関係者であったことが大きい。
今後、中河内救命救急Cの運営形態のあり方を検討していかなければならない状況において、府の意向を踏まえ、医療関係機関との外部調整や、職員雇用等の内部調整に対応し、府方針を着実に達成するためには、府の保健医療行政に精通し、かつ相応のポストを経験した府医師でなければ困難である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法 人 名	(公財)大阪産業振興機構				
法 人 所 管 課	商工労働部中小企業支援室経営支援課				
設立年月日	昭和59年7月10日				
役 員 数	常勤	2名	うち府派遣	名	うち府退職者 1名
			その他		1名
職員数(常勤)	非常勤	7名	うち府派遣	1名	うち府退職者 1名
職員数(常勤)		67名	うち府派遣	名	うち府退職者 10名
主な事業概要	<input type="checkbox"/> 取引振興事業（府内中小企業の取引機会の拡大を支援） <input type="checkbox"/> 国際ビジネス支援事業（府内中小企業の海外販路開拓を支援） <input type="checkbox"/> 設備貸与事業（府内小規模事業者等の設備導入の促進） <input type="checkbox"/> 施設運営管理事業（マイドームおおさかの運営管理）				
対象役員	理事長(常勤)				
理事会・取締役会の開催状況	H24年度実績	4回	うち臨時的に開催したもの	1回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	<input checked="" type="radio"/> or <input type="radio"/> 無				
(有の場合)	機関(会議)名	構成員		開催頻度	
	評議員会	評議員		原則、年1回	

【前回見直し時における法人の課題等】

- 公益法人制度の改革への対応（新公益法人への移行期限：平成25年11月末）
- 平成30年度末までに府関連事業（資金支援事業）の多くが終了（金融新戦略（H30）地域創造ファンド（H28）ベンチャー投融資支援（H27）等）
- 府派遣職員引き上げによる人員体制の大きな変化
- 収益事業の収益性向上による経営基盤の強化（自主財源の充実確保）

【前回見直し時の対象役員の職務（うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと）】

法人の理事の中で、法人を代表し、代表権を行使する理事であり、業務を総括する。

- 財団の経営方針・主要事業実施等の決定
- 経済団体、商工団体、全国の中小企業支援法人等との連携・協議
- マイドームおおさか（都市型展示場）の支配人として、また、国内はもとより海外を含めた販路開拓など法人業務の代表者としてのトッププロモーション
- 危機管理（マイドームおおさかの建物全体）
- 事業運営に関する重要又は異例な事項に係る個別指導、指示
- 現場の実態を踏まえた府事業への提案や内容の調整など、府施策との連携に係る調整役

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- 公益法人制度の改革への対応については、平成24年4月、公益財団法人に移行し活動中。解決
- 平成30年度末までに府関連事業（資金支援事業）の多くが終了することについては、継続中の事業を円滑に実施するとともに、新規貸付等を終了した事業については適切な債権管理・回収に努めているところ。また、財団の主要事業として国内外の販路開拓支援事業を位置づけ、法人の自主事業としてのづくりアジア新興国販路開拓支援事業（平成23年度～）やオープンイノベーション事業（平成24年度～）をスタートさせるなど、積極的な事業展開を実施
- 府派遣職員引き上げによる人員体制の大きな変化については、平成21年度に25名いた府派遣職員が22年度には0となる中、民間専門家や府OB職員の活用などにより運営体制を維持
- 収益事業の収益性向上による経営基盤の強化については、景気低迷や震災の影響など厳しい経営環境の中、稼働率は60%を維持するとともに、東京圏での広報活動など、営業活動の強化に努めており、引き続きこうした取り組みを継続

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

○販路開拓支援のさらなる充実強化

○府関連事業（資金支援事業）の終期到来及び設備貸与事業の廃止・見直しへの対応

○収益事業の収益性向上による経営基盤の強化

○府市統合本部会議で方針決定された（公財）大阪市都市型産業振興センターとの統合の実現と統合後の円滑な業務推進

【上記課題に対する対応方針等】

○販路開拓支援については、受発注企業への訪問の拡大やメール等多様な媒体を活用した情報提供の充実により取引振興事業の認知度を向上させるとともに、府・JETRO・各国領事館等と連携した国際商談会の開催など、国内外での商談会を充実強化

○府関連事業（資金支援事業）の終期到来については、借入金の確実な償還等事業の円滑な収束を行うとともに、引き続き自主事業の拡充に努める。また、設備貸与事業については、府と緊密に連携して国に働きかけるとともに、後継事業等への適切な対応を行う。

○収益事業の収益性向上による経営基盤の強化については、東京圏などから催事を誘致できるよう営業活動を強化するとともに、国・府・商工会議所等の公的機関の催事への優遇措置を行う。

○法人統合については、平成27年度当初の統合に向け、両法人及び府市で構成する「連携推進会議」等による協議・調整を精力的に進める。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

○前回と同様

○（公財）大阪市都市型産業振興センターとの統合に関すること

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

○（公財）大阪産業振興機構は、昭和59年7月、都心型の大規模展示場（マイドームおおさか）の建設・運営主体である（財）大阪中央地場産業振興センターとして設立され、その後、府内産業振興を目的とする法人と累次の統合・事業継承を経て、平成13年4月、（財）大阪産業振興機構に名称変更した。また、平成20年8月には（社）大阪国際ビジネス振興協会と統合するとともに、平成24年4月には公益財団に移行した。こうしたことから、現在、法人の基本財産における府の出捐比率は0.6%（1,500万円）であるものの、実質的な出捐比率は83.5%（19億5,600万円）となっている。

○上記統合・事業承継をしてきた法人は、府の産業振興施策の実施主体や法律に基づく中小企業支援機関として設置されてきた法人であり、現在、当法人の主要事業である国内外の販路開拓支援事業や設備貸与事業を担ってきたところ。このように、当法人の理事長は、府の政策的意図を十分に理解した上で、施策を実施していくことが求められることから、府政経験者が理事長に就任する意義は極めて大きい。

○また、現在の法人の課題である終期が到来することとなる府関連事業（資金支援事業）等においては、府を始め、国、金融機関、他団体から多額の資金を受け入れており、資金運用や金融機関との協議などの場では、公金管理の意識を持ち、常に公正・公平な立場で管理する能力が求められている。

○以上のように、当法人は、府の中小企業施策のパートナーとして府と財政的・政策的にも関わりが極めて深い。

○さらに、昨年には、大阪府・市統合本部会議において、（公財）大阪市都市型産業振興センターとの統合について基本的方向性が決定されたが、当法人はもとより、府商工施策において両法人の統合は最も重要な事項のひとつであり、当法人理事長は統合に至る協議・調整に留まらず、統合後の効率的・効果的な法人運営と利用者サービスの向上に向けて、法人内をはじめ、府・市・金融機関・関係団体等との高度な調整能力が不可欠である。

○これらのことと総合的に勘案すれば、当法人理事長には現行通り府退職者が就任する必要がある。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法 人 名	(公財) 千里ライフサイエンス振興財団					
法 人 所 管 課	商工労働部成長産業振興室バイオ振興課					
設立年月日	平成2年7月31日					
役 員 数	常勤	1名	うち府派遣	0名	うち府退職者	1名
			その他			0名
非常勤	12名	うち府派遣	0名	うち府退職者	0名	
職員数(常勤)	13名	うち府派遣	0名	うち府退職者	2名	
主な事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成事業（千里ライフサイエンスセミナー、新適塾、技術講習会等） ・研究助成事業（寄附金等の活用による奨励研究助成） ・普及・啓発事業（市民公開講座、財団ニュースの発行等） ・実用化支援事業（地域イノベーション戦略支援プログラム、産と学をつなぐ「SENRIの会」等） 					
対象役員	専務理事（常勤）					
理事会・取締役会の開催状況	H24年度実績	2回	うち臨時的に開催したもの	0回		
理事会・取締役会以外での意思決定機関（会議）の有無	有 or 無					
(有の場合)	機関（会議）名	構成員		開催頻度		
	評議員会	※ 別紙参照		年2回程度		

【前回見直し時における法人の課題等】

- ①派遣職員の見直し (H20.6~)
- ②中期経営計画の策定 (H21~)
- ③資産運用（仕組債）の適正化 (H24.1)

【前回見直し時の対象役員の職務（うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと）】

○専務理事（常勤）

- ・唯一の常勤執行役員として事務局長を兼務。科学者である理事長（非常勤）を補佐（実務・経営面で代行）し、事業全般、経営・財務全般について企画・執行管理
- ・製薬企業や大学、行政機関との具体的な事項に関する調整
- ・多様な経験を活かして、主に一般向け（市民、生徒対象その他普及啓発）事業や広報に關し企画・実務

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

①府派遣職員の引き上げ（自律的な法人運営体制の確保）(H23.3)

→府派遣職員（2名）は、「知的クラスター創成事業」に従事していたが、当該事業終了（H23年度）に伴い引き上げ

※24年度～後継事業「地域イノベーション戦略支援プログラム」（財団、府、大学等共同提案）が国により採択。財団は総合調整機関（財団が主体的に事業を推進）の位置付け

(参考) 府派遣職員の変遷

H20年度：4名、H21年度：3名、H22～23年度：2名、H24年度：派遣なし

②中期経営計画を策定 (H24.12)

→財団の役割について具体的な数値目標を府が定め、財団においては専務理事が中心となって府と調整を図りその数値目標の達成に向けて中期計画を策定

③資産運用規程の改正 (H24.6.8)

→より安定的な資産運用がされるよう、資産運用規程を改正し、債券等の購入について、より厳格化を図った。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- ①若手研究者育成の更なる推進
- ②広報活動の強化
- ③経営基盤の強化

【上記課題に対する対応方針等】

- ①若手研究者育成の更なる推進

→新適塾（若手研究人材育成事業）については、より研究者の関心の高いテーマ設定等により、高い参加者満足度の維持、参加者数の拡大を図る

- ②広報活動の強化。

→ライフサイエンスの重要性、知識の普及を進めるために、法人の取組み成果の効果的な発信（既存HP読者に加えてて、『Facebook』等（SNS）を利用）に努める

- ③経営基盤の強化。

→財源が基本財産等の運用益に限られているとともに、財産の運用については安定的な資産運用規程を前提としたより厳格な運用が求められていることを踏まえ、寄付金など外部資金の獲得やコスト縮減に向けた具体的な取組みを進める

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

○専務理事（常勤）

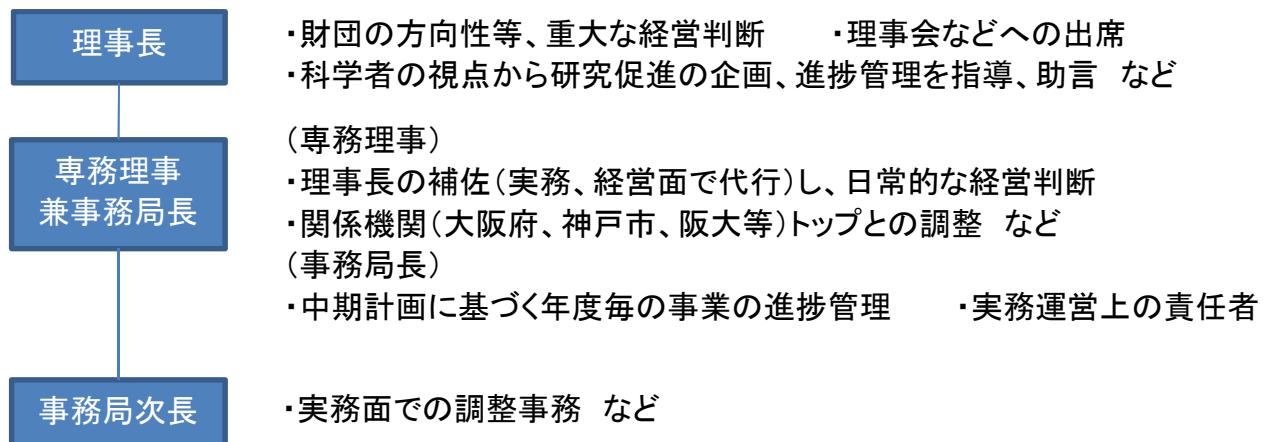
- ・唯一の常勤執行役員として事務局長を兼務。科学者である理事長（非常勤）を補佐（実務・経営面で代行）し、事業全般、経営・財務全般について企画・執行管理
- ・製薬企業や大学、行政機関との具体的な事項に関する調整
- ・多様な経験を活かして、主に一般向け（市民、生徒対象その他普及啓発）事業や広報に関する企画・実務

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- ・理事長は、決裁や財団主催・共催事業など、必要な都度、その職務を務めているが、日常的に財団を代表して利害関係者（製薬企業役員や大学教授等社会的にトップレベルの方々）との対外折衝や産学官の調整等を行うためには、中立的な立場で大所高所から府全域を見渡すことができる常勤役員を置く必要がある
- ・理事12名のうち11名は非常勤（理事長以外は無報酬）であり、その本務は大学教授、病院・研究機関の長、製薬企業役員であるため、上記役員の任を担うことは困難である
- ・府は財団設立時（H2）に10億円を出捐しており、その設立経緯から考えても現在の課題である経営基盤の強化に関して責任を果たす必要がある。また、府バイオ戦略を着実に推進するためにも、バイオ振興課とライフサイエンス分野に関する高度・専門的な知見と人的ネットワークに強みを有する財団が車の両輪として、連携していくことが不可欠である
- ・財団が旗振り役となって地域として共同提案した「地域イノベーション戦略支援プログラム」における「産・学・官」の連携が国から評価されており、引き続き総合調整機関として連携を推進するためには関係機関との調整に長けた役員が必要である。また、今後もこうした競争的資金獲得に向けては国等との太いパイプを持つ行政経験者が不可欠である。

⇒以上の理由から、府出身の常勤役員を措置する必要がある

(役割)



指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法 人 名	大阪府中小企業信用保証協会				
法 人 所 管 課	商工労働部中小企業支援室金融課				
設立年月日	昭和23年10月26日				
役 員 数	常勤	5名	うち府派遣	1名	うち府退職者
			その他(前府保証協会検査室長兼コソフライアソス室長他)		3名
非常勤	16名	うち府派遣	1名	うち府退職者	2名
職員数(常勤)	386名(定年再雇用者等含む)	うち府派遣	0名	うち府退職者	0名
主な事業概要	大阪府内の中小企業者等に対する信用保証業務				
対象役員	理事長(常勤)				
理事会・取締役会の開催状況	H24年度実績 理事会2回	うち臨時に開催したもの		0回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	(有) or 無				
(有の場合)	機関(会議)名	構成員	開催頻度		
	常任理事会	常勤役員	毎週1回		

【前回見直し時における法人の課題等】

- 平成20年度(前年度決算)で3年連続の収支黒字を達成したものの、景気の悪化に伴う代位弁済の増加や、緊急保証制度の実施(H20年10月～)により保証債務残高が大きく伸長し、責任準備金の繰入が増えたことなどにより、前年度比の黒字幅が約60%減少した。また、国において、平成21年10月から保険収支悪化に伴う保険料率の引き上げが行われるとともに、リーマンショック後の景気後退の状況から更なる代位弁済の増加が懸念されるなど、引き続き、経営基盤の強化に取り組む必要がある。
- 緊急保証制度の実施により保証申込件数が大幅に増加し、金融セーフティネットの役割を果たすべく総力をあげて取り組んだものの、審査処理日数は大幅に伸びる結果となつたことから、金融円滑化及び顧客サービス向上の観点から迅速な処理に努める必要がある。

【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】

協会を代表し、協会の業務を総理(協会の経営計画策定とその遂行の責任者)

- 定期的に役員・部支店長会議を開催するなど、常に経営及び業務全体の状況を把握し、協会運営の円滑化に向けて必要な判断や指示を行う。
- 協会を代表して、国、金融機関、大阪府等関係機関との折衝・調整を行う。
- 全国信用保証協会連合会理事として、また、近畿プロック保証協会の取りまとめ役となって、信用補完制度の維持存続のため、国等と折衝・調整を行う。

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- 緊急保証制度終了後(H23.3月末)においても、東日本大震災復興緊急保証(H23.5月～)の取扱いをはじめ、責任共有制度の担い手である金融機関との連携強化、金融円滑化法の趣旨を踏まえた条件変更への対応、商工会議所等の支援機関と連携や組織の見直しによる期中支援の充実など、中小企業金融の円滑化と経営の安定化に向けた各種の取組みにより、一定の保証規模を維持するとともに、7年連続の収支黒字を達成し、過去に取り崩した基本財産を復元中である。引き続き、府内中小企業者の保証需要に応えるという保証協会最大の責務を果たすべく、財務基盤の強化・経営の安定化に取り組んでいるところである。
- 審査処理日数については、組織の見直しやノウハウの蓄積などによって年々改善が図られており、現在では、緊急保証制度の実施前よりも短縮されている。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- ・100%保証の緊急保証制度が終了し、東日本大震災復興特別保証制度の利用も僅少となる中、責任共有制度下での保証債務残高の減少（保証料収入の減少）が懸念される。
- ・近時の景気動向は上向きであるものの、自律的な景気回復は海外経済との関係等を含め依然不透明である。このため、金融円滑化法が終了したことに伴う代位弁済の増加が懸念される。
- ・府市統合本部会議で方針決定された、大阪市信用保証協会の吸収合併の実現（H25年度中に国から合併認可を得る。）と合併後の円滑な業務推進。

【上記課題に対する対応方針等】

- ・経営の安定化に向けて、引き続き、責任共有制度の担い手である金融機関や商工会議所等の地域の支援機関との連携強化に努め、適正保証を推進していくとともに、保証債務の劣化防止と代位弁済抑制の観点から期中支援の充実、さらに代位弁済に係る回収強化の取組みを進める。
- ・府市保証協会の経営統合に関し、平成25年度中に国から合併認可を得ることができるように、「府・市信用保証協会合併協議会」等による協議・調整を精力的に進める。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- ・前回と同様。
- ・府市信用保証協会の合併に関する事。（存続協会を総理する理事長として様々な判断等を行う。）

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- ・府は保証協会の基本財産の約40%（約345億円）を出捐しているとともに、府の中小企業施策の根幹をなす制度運営にあたり損失補償金（H24年度・約63億円）を拠出するなど財政的・政策的にも関わりが極めて深い。
- ・府内中小企業者への円滑な資金供給を実現するためには、大阪府と府保証協会が緊密なコミュニケーションをとりながら、両者が良好な協調関係を維持し、一体となって地域金融政策を推進していくことが必要不可欠であり、地域特性や府の政策的意図を十分に理解した上で、制度融資の創設・運営、企業個々の事情や特性に応じた弾力的な審査を実行することが希求されることから、府政経験者が理事長に就任する意義は極めて大きい。
- ・また、保証協会は、申込企業や取扱金融機関を通じて利用企業の財務状況等企業情報を入手し管理しているが、特定金融機関出身者が常勤役員となった場合、利用者や金融機関から見て情報管理の公平性・信頼性に疑念を持たれる可能性がありコンプライアンス上問題が生じる恐れがある。
- ・さらに、昨年には、大阪府・市統合本部会議において「府・市信用保証協会の統合」についての基本的方向性が決定したが、この行政主導の法人統合を現実のものとするため、今年度から府職員を役員として派遣し、両協会の統合に向けた体制整備を図った。
- ・このように、府としては、両協会の統合を最重要事項と考えており、府協会への市協会の吸収合併に止まらず、合併後の効率的・安定的な法人運営と利用者サービスの向上に向けて、協会内をはじめ、金融機関、国や大阪府・大阪市といった行政側との高度な調整能力が必要不可欠である。
- ・これらのことと総合的に勘案すれば、同法人理事長には現行どおり府退職者が就任する必要がある。

[参考]

国（中小企業庁）からは、信用保証協会への都道府県退職者等の就任に関する国会質疑を踏まえ、「理事長候補となる理事については、複数の候補者からの選定、公募や第三者委員会の関与等の透明性の高い選定方法を通じ、能力本位・適材適所の観点から適切に任命するよう、格段の配意をお願いする。」との通知・照会（平成25年6月7日中企庁長官通知）があったところ。本件についても、上記同様、国に対し府退職者の理事長就任の必要性について回答済み。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法 人 名	(公財) 西成労働福祉センター					
法 人 所 管 課	商工労働部雇用推進室労政課					
設立年月日	昭和37年9月21日					
役 員 数	常勤	1名	うち府派遣	1名	うち府退職者	0名
			その他			0名
非常勤	11名	うち府派遣	2名	うち府退職者	1名	
職員数(常勤)	39名	うち府派遣	1名	うち府退職者	1名	
主な事業概要	あいりん地域の日雇労働者に対する	<input type="radio"/> 無料の職業紹介事業 <input type="radio"/> 労災相談などの労働福祉事業 <input type="radio"/> 技能講習事業(国から受託) <input type="radio"/> あいりん労働福祉センターの施設管理事業				
対象役員	代表理事(非常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	H24年度実績	5回	うち臨時に開催したもの	3回		
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	<input checked="" type="radio"/> or <input type="radio"/> 無					
(有の場合)	機関(会議)名	構成員			開催頻度	
	幹部会	代表理事、業務執行理事兼事務局長、事務局次長、事務局次長兼管理室長、総務課長、紹介課長、労働福祉課長			週1回、毎週火曜日	

【前回見直し時における法人の課題等】

- 法人は、高度成長期に地域で行われていた無秩序な青空労働市場を解消し、無料職業紹介などの事業実施により、日雇労働者の労働福祉向上と地域における治安の安定に資する機能を果たすこと。
- あいりん地域の労働者が、行政の直接的関与を受け入れないため、行政が直接実施することが困難であったという歴史的経緯及び現地特性を踏まえ、行政とは異なる弾力的・専門的な業務を遂行すること。
- あいりん対策は、様々な社会的・経済的要因が複合し、労働対策に留まらず、治安、福祉対策等が複雑に混在しており、現地において警察、労働局、大阪府、大阪市など関係機関等と連携した取り組みを進めること。
- 地域の労働者を取り巻く環境変化に対応し、中期的な展望を持って、時代の要請に即した法人運営の基本方向を示す「中期運営方針」を早期に策定すること。
- 新公益法人制度の施行に伴い、公益認定基準に準拠した法人運営に努め、平成25年11月までに一般財団法人から公益財団法人へ移行すること。

【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】

- 日雇労働を取り巻く社会環境の変化や地域の不測事案に対応し、センターの運営管理に留まらず、関係機関との連携により、あいりん対策全般の行政的対応を踏まえ、現地法人としての総合的な意思決定を行った。また、法人職員に対する理事者の代表としての方針決定を適切に行った。

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- 前回見直し時における法人の課題等に記載の冒頭3項目については、地域の安定のために不可欠な取り組み姿勢であり、現在も変わるものではなく、この間、日雇労働者に対する継続的な支援を適切に実施している。なお、法人及び行政機関に対する抗議行動は起こっていない。
- 平成22年度に検討を重ね、平成23年度から平成27年度を計画期間とする「中期運営方針」を策定した。
- 平成24年8月に移行認定申請を行い、平成25年4月1日付けで公益財団法人へ移行した。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 法人は、高度成長期に地域で行われていた無秩序な青空労働市場を解消し、無料職業紹介などの事業実施により、日雇労働者の労働福祉向上と地域における治安の安定のための機能を果たす必要がある。
- あいりん地域の労働者が、行政の直接的関与を受け入れないという歴史的経緯から、行政が直接実施することが困難である労働対策について、財団法人が現地特性を踏まえた行政とは異なる弾力的・専門的な業務を遂行する必要がある。
- あいりん対策は、様々な社会的・経済的要因が複合し、労働対策に留まらず、治安、福祉対策等が複雑に混在しており、現地において警察、労働局、大阪府、大阪市など関係機関等と連携し取り組むことが必要不可欠である。
- 日雇労働市場の縮小、労働者の高齢化などあいりん地域の労働者を取り巻く環境の変化に対応した法人の事業のあり方検討を踏まえた改善を図るとともに、次期「中期運営方針」に反映させていく必要がある。
- 大阪市は生活保護、少子高齢化など多様な課題に対し、生活保護受給者の就労支援、教育・子育て支援、環境改善、治安対策など特に有効な施策を優遇的に行う「西成特区構想」を検討している状況において、この特区構想の中であいりん総合センターのあり方が検討されており、法人の事業のあり方に大きく影響するため、法人の役割を踏まえ特区構想における連携を検討する必要がある。
- 法人の活動拠点であるあいりん総合センターは耐震基準を満たしておらず、早期の耐震化が必要とされており、耐震化に対応した事業のあり方を検討する必要がある。

【上記課題に対する対応方針等】

- 上記課題に記載の冒頭3項目については、地域の安定のために不可欠な取り組み姿勢であり、これまでどおり対応していく。
- 日雇労働市場の変容及び「西成特区構想」や耐震化の動きを踏まえ、法人の事業のあり方を検討し、関係機関と調整を行ったうえで、改善を図るとともに、次期「中期運営方針」に反映させていく。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 日雇労働を取り巻く社会環境の変化や地域の不測事案に対応し、センターの運営管理に留まらず、関係機関との連携により、あいりん対策全般の行政的対応を踏まえ、現地法人としての総合的な意思決定を行う。また、法人職員に対する理事者の代表としての方針決定を適切に行う。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 同法人は、府が担うべきあいりん地域の日雇労働者対策の実施機関としての機能を果たす行政機関に等しい団体である。
- あいりん地域の労働対策は、治安確保や福祉との連携が重要であり、大阪府が国、府警本部、大阪市と緊密に連携して取組むことが不可欠であることから、法人が地域対策の現地における拠点となり、関係機関の施策との整合性を確保し、行政施策（国、府、市等）を熟知したマネジメントを発揮することで、あいりん地域対策が機能している。
- 法人が抱える課題対応については、法人運営のみに捉われた対応ではあいりん対策としては不十分な判断となり地域の安定を損ねる。高度な行政経験により培われた高所的判断に基づく対応こそ、地域対策に求められることから、府関係者の就任が必要である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	(公財) 西成労働福祉センター					
法人所管課	商工労働部雇用推進室労政課					
設立年月日	昭和37年9月21日					
役員数	常勤	1名	うち府派遣	1名	うち府退職者	0名
			その他			0名
非常勤	11名	うち府派遣	2名	うち府退職者	1名	
職員数(常勤)	39名	うち府派遣	1名	うち府退職者	1名	
主な事業概要	あいりん地域の日雇労働者に対する	<input type="radio"/> 無料の職業紹介事業 <input type="radio"/> 労災相談などの労働福祉事業 <input type="radio"/> 技能講習事業(国から受託) <input type="radio"/> あいりん労働福祉センターの施設管理事業				
対象役員	業務執行理事(常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	H24年度実績	5回	うち臨時に開催したもの	3回		
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 or 無					
(有の場合)	機関(会議)名	構成員			開催頻度	
	幹部会	代表理事、業務執行理事兼事務局長、事務局次長、事務局次長兼管理室長、総務課長、紹介課長、労働福祉課長			週1回、毎週火曜日	
【前回見直し時における法人の課題等】						
<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人は、高度成長期に地域で行われていた無秩序な青空労働市場を解消し、無料職業紹介などの事業実施により、日雇労働者の労働福祉向上と地域における治安の安定に資する機能を果たすこと。 ○ あいりん地域の労働者が、行政の直接的関与を受け入れないため、行政が直接実施することが困難であったという歴史的経緯及び現地特性を踏まえ、行政とは異なる弾力的・専門的な業務を遂行すること。 ○ あいりん対策は、様々な社会的・経済的要因が複合し、労働対策に留まらず、治安、福祉対策等が複雑に混在しており、現地において警察、労働局、大阪府、大阪市など関係機関等と連携した取り組みを進めること。 ○ 地域の労働者を取り巻く環境変化に対応し、中期的な展望を持って、時代の要請に即した法人運営の基本方向を示す「中期運営方針」を早期に策定すること。 ○ 新公益法人制度の施行に伴い、公益認定基準に準拠した法人運営に努め、平成25年11月までに一般財団法人から公益財団法人へ移行すること。 						
【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】						
<ul style="list-style-type: none"> ○ 実質的運営を担当する事務局長を兼務し、大阪府の日雇労働者施策との整合を確保し、地域の変化に適宜・的確に対応できる事業を職員に浸透させる役割を担った。また、法人の事業が地域労働者の拠り所であるため、地域の各団体の要望や意見への対応にあたった。 ○ 法人は地域の日雇労働対策の要であることから、大阪府、大阪市、労働団体等により構成されている大阪ホームレス就業支援センター運営協議会の会長職を務め、地域対策のリーダー的役割を果たした。 ○ 「中期運営方針」の策定について、法人内部の検討を主導し、大阪府との調整を行った。 ○ 公益財団法人の認定基準を満たすため、弁護士や会計士等の専門家の意見を踏まえ、公益法人会計基準に従った会計処理や必要な規定の整備を主導した。 						
【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】						
<ul style="list-style-type: none"> ○ 前回見直し時における法人の課題等に記載の冒頭3項目については、地域の安定のために不可欠な取り組み姿勢であり、現在も変わるものではなく、この間、日雇労働者に対する継続的な支援を適切に実施している。なお、法人及び行政機関に対する抗議行動は起こっていない。 ○ 平成22年度に検討を重ね、平成23年度から平成27年度を計画期間とする「中期運営方針」を策定した。 ○ 平成24年8月に移行認定申請を行い、平成25年4月1日付けで公益財団法人へ移行した。 						

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 法人は、高度成長期に地域で行われていた無秩序な青空労働市場を解消し、無料職業紹介などの事業実施により、日雇労働者の労働福祉向上と地域における治安の安定のための機能を果たす必要がある。
- あいりん地域の労働者が、行政の直接的関与を受け入れないという歴史的経緯から、行政が直接実施することが困難である労働対策について、財団法人が現地特性を踏まえた行政とは異なる弾力的・専門的な業務を遂行する必要がある。
- あいりん対策は、様々な社会的・経済的要因が複合し、労働対策に留まらず、治安、福祉対策等が複雑に混在しており、現地において警察、労働局、大阪府、大阪市など関係機関等と連携し取り組むことが必要不可欠である。
- 日雇労働市場の縮小、労働者の高齢化などあいりん地域の労働者を取り巻く環境の変化に対応した法人の事業のあり方検討を踏まえた改善を図るとともに、次期「中期運営方針」に反映させていく必要がある。
- 大阪市は生活保護、少子高齢化など多様な課題に対し、生活保護受給者の就労支援、教育・子育て支援、環境改善、治安対策など特に有効な施策を優遇的に行う「西成特区構想」を検討している状況において、この特区構想の中であいりん総合センターのあり方が検討されており、法人の事業のあり方に大きく影響するため、法人の役割を踏まえ特区構想における連携を検討する必要がある。
- 法人の活動拠点であるあいりん総合センターは耐震基準を満たしておらず、早期の耐震化が必要とされており、耐震化に対応した事業のあり方を検討する必要がある。

【上記課題に対する対応方針等】

- 上記課題に記載の冒頭3項目については、地域の安定のために不可欠な取り組み姿勢であり、これまでどおり対応していく。
- 日雇労働市場の変容及び「西成特区構想」や耐震化の動きを踏まえ、法人の事業のあり方を検討し、関係機関と調整を行ったうえで、改善を図るとともに、次期「中期運営方針」に反映させていく。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 実質的運営を担当する事務局長を兼務し、大阪府の日雇労働者施策との整合を確保し、地域の変化に適宜・的確に対応できる事業を職員に浸透させる。また、法人の事業が地域労働者の拠り所であるため、地域の各団体の要望や意見への対応窓口としての役割を担う。
- 法人は地域の日雇労働対策の要であることから、大阪府、大阪市、労働団体等により構成されている大阪ホームレス就業支援センター運営協議会の会長職を務め、地域対策のリーダー的役割を果たす。
- 法人の事業のあり方検討及び次期「中期運営方針」の策定について、主導的役割を果たす。
- 「西成特区構想」や耐震化を踏まえた法人の事業の調整役として、関係機関との協議にあたる。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 同法人は、府が担うべきあいりん地域の日雇労働者対策の実施機関としての機能を果たす行政機関に等しい団体である。
- あいりん地域の労働対策は、治安確保や福祉との連携が重要であり、大阪府が国、府警本部、大阪市と緊密に連携して取組むことが不可欠であることから、法人が地域対策の現地における拠点となり、関係機関の施策との整合性を確保し、行政施策（国、府、市等）を熟知したマネジメントを発揮することで、あいりん地域対策が機能している。
- 地域に生じる問題は、早期に対応しなければ大きな問題に発展する事案が多く、法人は大阪府の現地実施機関として各関係機関と連携して迅速に行政的対処を行ってきた。府職員の身分を持って調整していることが各関係機関と即時に連携した対応に繋がっているため、府関係者の就任が必要である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	一般財団法人 大阪府みどり公社				
法人所管課	環境農林水産総務課				
設立年月日	平成24年4月1日 (旧法人 昭和61年2月28日設立)				
役員数	常勤	1名	うち府派遣	名	うち府退職者 1名
	非常勤	7名	うち府派遣	名	うち府退職者 1名
職員数(常勤)	9名	うち府派遣	2名	うち府退職者	名
主な事業概要	<input type="radio"/> 農地保有合理化事業：農地保有合理化法人として、農地の売買・貸借等 <input type="radio"/> 環境事業：地球温暖化対策推進法に基づく大阪府地球温暖化防止活動推進センターの運営 <input type="radio"/> 府立花の文化園及び大阪府民の森指定管理受託				
対象役員	理事長(常勤)				
理事会・取締役会の開催状況	H24年度実績	4回	うち臨時的に開催したもの	1回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	無				
(有の場合)	機関(会議)名	構成員		開催頻度	

【前回見直し時における法人の課題等】

「人的関与については、次期指定管理の動向など今後の事業の方向性を見極める中で検討を行う。なお、人的関与を弱める観点から、勤務形態は非常勤を含め検討」

【前回見直し時の対象役員の職務】

法人の設立目的を達成するため、府の施策を見極めながら、公益事業、受託事業、自主事業など各種事業運営及びマネジメントを行っている。

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

花の文化園及び府民の森については、平成23年度からの指定管理者として、継続して管理運営を受託(5年間)した。

公益事業である農地保有合理化事業(農地保有合理化法人：農業経営基盤強化促進法により指定)及び環境事業(地球温暖化防止活動推進センター：地球温暖化対策推進法により指定)を継続して実施。

【現在の法人の課題等】

農地保有合理化事業などの公益事業は、府施策と連携し遊休農地を解消していくためにも、引き続き実施していく必要がある。

また、収益事業である花の文化園については、収支を改善させるため利用者を増加させる取組みが必要である。

【上記課題に対する対応方針等】

公益事業である農地保有合理化事業などは、府の施策との密接な連携を図り、より積極的な展開が必要であるとの立場から、役割分担等について双方で十分協議しつつ、継続して実施する。

収益事業については、地元市町村等との連携を図り利用者増に向けた取組みを進めることで収支の改善を図る。

【現在の対象役員の職務】

法人の設立目的を達成するため、府の施策を見極めながら、公益事業、受託事業、自主事業など各種事業運営及びマネジメントを行っている。

【現在の課題等を踏まえ、今後対象役員に府関係者が就任する必要性の有無】

○平成21年度に指定出資法人の人的関与のあり方を検討いただいた専門家会議において、府から「府は公益性の高い遊休農地対策や環境事業を遂行していく上で、みどり公社には府施策と連携して事業を推進してもらう必要がある。」との説明をさせていただき、みどり公社への府の人的関与は必要とされたところである。

○府は、府全域をカバーする府内で唯一の農地保有合理化法人として、みどり公社を指定し、おおさか農政アクションプランに基づき、遊休農地約1000haを平成29年度までに500ha解消するための取組みを行っている。このような中、国においては、新たに、担い手への農地の集積と集約化を図り、農業構造の改革と農業の生産性向上を強力に進めるため「都道府県農地中間管理機構」（以下「機構」という。）を設置するための法案の提出が予定されているが、その受け皿としてみどり公社が想定されている。

○今後、機構が推進する農地中間管理事業（農地の中間管理権の取得、貸付け等）については、市町村（「人・農地プラン策定主体」）と密接に連携をとって対応することが不可欠であり、市農業委員会や農協その他農業関連団体とも連携協力して運営に当たらなければならない。

○また、府立花の文化園管理受託事業において、来園者が利用している河内長野市の市営駐車場敷地内に平成26年度開設予定の「地域活性・交流拠点施設」との連携により利用者増を図ることを検討しており、府としても河内長野市に対して、駐車場の使用や駐車場から園へのアクセス整備などのハード面、運営・イベントなどソフト面での協力を継続的に求め、地域活性・交流拠点施設開設に伴う相乗効果を高めていく必要がある。

○以上のように、理事長には府施策との密接な連携はもとより相当の行政経験があり、市町村その他関係団体とのネットワークを有することが重要であり、公社の事業全般が府の施策との関連性が強く、出資割合も府が83.3%（残り16.7%は旧農林会館）であるという事情からしても、引き続き人的関与を行うことが必要である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法 人 名	株式会社 大阪食品流通センター				
法 人 所 管 課	環境農林水産部流通対策室				
設立年月日	昭和49年6月11日				
役 員 数	常勤	1名	うち府派遣	名	うち府退職者 1名
			その他		名
職員数（常勤）	非常勤	10名	うち府派遣	2名	うち府退職者 2名
主な事業概要	大阪府中央卸売市場附設関連食品卸売団地施設の設置及び管理運営				
対象役員	代表取締役社長（常勤）				
理事会・取締役会の開催状況	H24年度実績	2回	うち臨時に開催したもの	回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関（会議）の有無	有 or <input checked="" type="radio"/> 無				
(有の場合)	機関（会議）名		構成員	開催頻度	

【前回見直し時における法人の課題等】

- 府保有株式の売却による法人の民営化

【前回見直し時の対象役員の職務（うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 経営方針の決定及び社員への浸透
- 加工食品団地入居の働きかけ（トップセールス）
- 大規模卸売施設の誘致（トップセールス）
- 冷蔵庫事業等中央卸売市場との業務調整
- 民営化等にかかる大阪府（流通対策室）との調整

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- 府において平成25年7月3日～9月2日の間、株式売却のための公募を行ったが、応募者がなかった。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- ・府保有株式の売却による法人の民営化

【上記課題に対する対応方針等】

- ・株式売却の公募を行ったが応募者がなかったため、今回の公募について検証を行い、再公募に向けた検討を進める。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- ・経営方針の決定及び社員への浸透
- ・加工食品団地入居の働きかけ（トップセールス）
- ・大規模卸売施設の誘致（トップセールス）
- ・冷蔵庫事業等中央卸売市場との業務調整
- ・民営化等にかかる大阪府（流通対策室）との調整

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- ・府保有株の売却による民営化という方向性は決まっているものの、今回の株売却公募手続きが不調に終わったことの検証と再公募の条件整備について、府の方針（知事の意向）を踏まえ、密接に連携していく必要がある。

- ・再公募にあたっては、(株)食品流通センターの他の株主（卸会社等）に対し、府の方針への理解協力取り付けや、食品流通団地のテナント（加工組合）への説明や交渉を通じて理解を求めていくなど、会社のステークホルダーに対し府の方針を踏まえた調整が社長に求められており、この役割を適切かつスムーズに果たしていくためには、行政感覚も兼ね揃えた人材が必要不可欠である。

- ・なお、(株)食品流通センター民営化のコンセプトの一つは隣接する大阪府中央卸売市場との連携と活性化であり、行政が運営する大阪府中央卸売市場の果たす役割や方針・経営展望についても理解したうえで、市場関係者とも密接な連携や協調が求められる。

- ・以上のとおり、法人の民営化に向けては、51%の株主として府の責務を果たすため、法人代表者と密接に連携することが重要であり、民営化の道筋がみえる段階までは府の人的関与が必要である。

※府保有株が売却されれば府の人的関与は無くなる。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	公益財団法人大阪府都市整備推進センター				
法人所管課	都市整備部 市街地整備課				
設立年月日	昭和34年9月7日				
役員数	常勤	2名	うち府派遣	1名	うち府退職者 1名
			その他		名
非常勤	8名	うち府派遣	1名	うち府退職者 1名	
職員数(常勤)	22名	うち府派遣	2名	うち府退職者 7名	
主な事業概要	○公益目的事業 (1)まちづくりコーディネート事業 • 土地区画整理事業等支援 • 密集市街地まちづくり活動支援 • まちづくり初動期活動支援 (2)環境共生型まちづくり事業(阪南2区埋立造成・まちづくり事業) ○収益事業等 • 駐車場運営事業 • 河川敷の環境保全・魅力向上事業				
	対象役員	理事長(常勤)			
理事会・取締役会の開催状況	H24年度実績	3回	うち臨時に開催したもの	1回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	有 or 無				
(有の場合)	機関(会議)名	構成員		開催頻度	
	評議員会	評議員8名		年1回以上	
	課長会議	理事長、常務理事、事務局長、各部室所長、各部課長		月2回、隨時	
【前回見直し時における法人の課題等】 (重要課題への対応) • (一財)大阪府タウン管理財団との統合の対応 • 公益法人改革法による新制度移行への対応					
【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】 (通常業務) • 定例的(毎月第1、第3月曜日)に課長会議を開催し、府との関係で法人において対応が必要となる事項の指示や、各部門の事業報告(契約状況、収入・支出の状況等)を受け、重要事項は理事長が判断し、他の事項は常務が判断している。 • 法人は、大阪府地区画整理組合連合会の事務局を担っており、理事長は副会長として実質的に会務を総括しており、全国会議、近畿ブロック会議にも連合会を代表して出席し、区画整理事業推進のための活動を行っている。 • 常務は法人の指名審査会の会長として発注する工事・委託の業者選定を行っている。 • 府の事業所管部局の幹部や関係市の幹部と必要に応じて協議・情報交換を行い、役割が適切に果たせるよう重要事項は理事長が対応し、他の事項は常務が対応している。 (重要業務) • (一財)大阪府タウン管理財団との統合の対応 統合に向けた組織のあり方(業務内容、人事、事業展開等)等に対応。 • 公益法人改革法による新制度移行への対応 公益業務認定の為の方策、方針の検討策定等に対応。					
【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】 • (一財)大阪府タウン管理財団との統合 タウン管理財団との統合については、「平成23年度以降の早期にめざす」とされており、タウン管理財団における資産処分の進捗を踏まえ、引き続き両法人において検討中である。 • 公益法人化 平成24年4月1日から公益財団法人に移行し課題解決。					

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- タウン管理財団との統合については、「平成23年度以降の早期にめざす」とされており、統合に向けた課題に取組む必要がある。
- 公益目的事業では、
 - ・土地区画整理事業等支援業務については、第二京阪道路等の幹線道路沿道での民間による乱開発の防止や、鉄道延伸関連プロジェクト、地域の拠点づくりとなるプロジェクトにおいて、市町村の技術者の不足等から、これらのまちづくり全体についての事業支援が必要である。
 - ・密集市街地まちづくり活動支援業務については、南海トラフ巨大地震による甚大な被害が想定される著しく危険な密集市街地を解消することは喫緊の課題であり、法人の役割や取組みについて事業の再構築が必要である。
 - ・住民主体のまちづくりを推進していくための、まちづくり初動期活動支援業務については、その財源としていた積立金(特定資産)が数年で不足する状態になることから、継続していくための方策を検討していく必要がある。
 - ・環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業）については、公共事業による建設発生土の搬入が減少していく中で、将来の埋立土量の確保の方策として、公共事業によって発生する建設廃材や隣接府県の公共事業による建設発生土の搬入の可能性の検討が必要である。
- まちづくりの権限が市町村に移管される中、ベテラン技術職員の退職により技術力のある職員が不足してきている状況から、まちづくり行政に係る技術力を補完する公的な支援体制が必要である。

【上記課題に対する対応方針等】

- タウン管理財団との統合については、時期、統合するタウン管理財団の残事業、統合に向けた課題等について、大阪府、タウン管理財団と協議・調整を図り進める。
- 公益目的事業では、
 - ・土地区画整理事業等支援業務については、幹線沿道での新規地区の取組みについて府と連携して市町村に働きかけることにより、実施地区の拡大を図る。また、鉄道延伸関連プロジェクトや拠点プロジェクトについては、府・市との密接な協議・調整を図りながら計画の実現に取組む。
 - ・密集市街地まちづくり支援業務については、密集市街地の整備をより一層強力に進めていくため、府が今年度内に策定する密集市街地に係る整備方針を踏まえ、府や密集市街地を抱える関係市の意見等を聴き、府・市と協議・調整を図り、事業の再構築を図る。
 - ・まちづくり初動期活動支援については、住民主体のまちづくり活動を推進していく観点から、財源の確保方策、対象活動の絞り込み等について、継続に向けたあり方を検討していく。
 - ・環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業）については、新たな建設廃材の搬入や隣接府県からの搬入等について、埋立免許の変更の問題、産業廃棄物処理業の許可の問題等の整理すべき課題が多く存在するため、府の関係部局(港湾局等)等との協議・調整を図りながら検討を進める。
- まちづくり行政に係る市町村の技術支援については、即戦力として必要とする技術力や頻度、必要量を把握し、法人において対応可能な支援内容等について検討していく。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 法人全体のマネジメント（組織、人事、予算編成、事業執行等に関する決定）
- 中期経営計画の策定・変更に関する決定
- 各年度の経営目標の設定
- 公益事業等の実施に係る府及び関係市町村との協議・調整と指導
- 理事会、評議委員会の運営（理事及び評議員の多くは府・市の関係者）
- 府の出資法人改革への対応
- 以上の他、定例的に課長会議（課長以上が出席）を開催し、府や市との関係で法人において対応が必要となる事項についての指示や、各部門の事業報告（実施状況、収入・支出の状況等）を受け、重要事項については対応策を指示している。
- これらの事項について、役割が適切に果たせるよう重要事項は理事長が対応し、その他の事項は常務が対応している。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無】

大阪府都市整備推進センターのミッション、役割は、「大阪府域における良好な市街地形成」を目指して、初動期からまちの完成後まで、まちづくりの推進・支援を行うことである。いわば、まちづくりの専門機関である。

当センターのまちづくり関係事業は、大阪府のまちづくりを進めるうえで、非常に大きな役割を担っている。当センターは今後とも大阪府のまちづくり施策の一翼を担い、「大阪の成長・活性化に資するまちづくり」、「安全安心に資するまちづくり」を実現するために精力的に取り組んでいく。

- ・タウン管理財団との統合は府の方針に沿ったものであり、府及び法人にとって非常に重要な課題である。統合の進行については、統合先の状況などに影響されるが、法人においては統合に向けての課題等について検討を進めているところである。統合にあたっては、事業の再構築、出損者との調整、組織、役員・人員の配置を検討するという重要な課題がある。これらについては、府の施策との整合性を図る必要がある。また、統合後の法人の業務内容は、大阪府域全体のまちづくり推進支援や関連施設の管理等を行っていくこととなる。これらについて、府関係部や相手方法人役員と密接に協議・連携を行う必要があるが、これを行うためには、法人の意思決定者である理事長に、大阪府の都市再生やまちづくり行政全般に精通し、専門知識を有する府関係者の就任が不可欠である。
- ・土地区画整理事業等支援事業は、常に時代に対応した取り組みが求められているが、法人は、良好なまちづくり推進の観点から、土地区画整理事業の掘り起し・支援を行っている。かかる支援は、府のまちづくり施策と一体となって進める必要があり、地域にとって効果的なまちづくり手法の検討など、府との緊密な連携が必要である。また、各市町村が区画整理事業等の取組みを意思決定し、事業を推進するためには、担当者間は勿論のこと、支援の判断権者である法人の理事長と市トップレベルとの協議・調整が必要となる。行政の責任者たる市トップレベルと協議・調整を行うためには、法人の理事長に、広域的なまちづくりに関する専門知識と豊富な行政経験を有する府関係者の就任が不可欠である。
- ・環境共生型まちづくり事業については、埋立に公共工事から発生する残土等を有効利用し、そのまちづくりも緑地、干潟の水辺環境の整備を行う等の公益目的事業である。本事業は、埋め立てのための建設リサイクル土の確保の為に、新たに公共事業から発生する建設廃材や隣接府県からの搬入が必要である。その為、埋立免許改正や搬入を検討する対象が公共事業から発生する建設リサイクル土等であるため、工事発注者である公共団体に対し発生時期や量について緊密に情報収集が必要である等、隣接府県も含めた関係行政機関との密接な協議・調整が必要である。さらに、竣工した地区を環境共生型の新しいまちとしていくためには、府港湾局や地元市と調整しながら具体的な海浜緑地の計画策定やまちの景観ルールを作っていく必要がある。かかる事業を行うためには、実施主体である法人の理事長に、まちづくりをはじめ関係する行政経験に精通した、公益的な観点を有した府関係者の就任が不可欠である。
- ・まちづくり行政に係る市町村への技術支援を実施していくためには、強化すべき技術の内容や支援の方法について、府や市町村と詳細に選定・調整することが必要である。これを行うためには、自治体技術職員の必要とする技術内容についての専門的知識を有し、自治体の技術関連業務全般に精通した府関係者の就任が不可欠である。
- ・以上のように、法人の事業は府や市町村の技術的・専門的なまちづくり行政と密接不可分の関係にあり、法人の理事長は、従来からこれらの分野について相当の経験を積んできた府関係者が就任している。かかる者の就任により、市町村からの信頼が得られるとともに、府が法人に課したミッションである良好な市街地形成を推進する支援機関としての役割を果たすことが可能となる。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法 人 名	公益財団法人大阪府都市整備推進センター				
法 人 所 管 課	都市整備部 市街地整備課				
設立年月日	昭和34年9月7日				
役 員 数	常勤	2名	うち府派遣	1名	うち府退職者 1名
			その他		名
非常勤	8名	うち府派遣	1名	うち府退職者 1名	
職員数（常勤）	22名	うち府派遣	2名	うち府退職者 7名	
主な事業概要	○公益目的事業 (1)まちづくりコーディネート事業 • 土地区画整理事業等支援 • 密集市街地まちづくり活動支援 • まちづくり初動期活動支援 (2)環境共生型まちづくり事業（阪南2区埋立造成・まちづくり事業） ○収益事業等 • 駐車場運営事業 • 河川敷の環境保全・魅力向上事業				
	対象役員	常務理事（常勤）			
理事会・取締役会の開催状況	H24年度実績	3回	うち臨時に開催したもの	1回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関（会議）の有無	有 or 無				
(有の場合)	機関（会議）名	構成員		開催頻度	
	評議員会	評議員8名		年1回以上	
	課長会議	理事長、常務理事、事務局長、各部室所長、各部課長		月2回、隨時	
【前回見直し時における法人の課題等】 (重要課題への対応) • (一財)大阪府タウン管理財団との統合の対応 • 公益法人改革法による新制度移行への対応					
【前回見直し時の対象役員の職務（うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと）】 (通常業務) • 定例的(毎月第1、第3月曜日)に課長会議を開催し、府との関係で法人において対応が必要となる事項の指示や、各部門の事業報告(契約状況、収入・支出の状況等)を受け、重要事項は理事長が判断し、他の事項は常務が判断している。 • 法人は、大阪府地区画整理組合連合会の事務局を担っており、理事長は副会長として実質的に会務を総括しており、全国会議、近畿ブロック会議にも連合会を代表して出席し、区画整理事業推進のための活動を行っている。 • 常務は法人の指名審査会の会長として発注する工事・委託の業者選定を行っている。 • 府の事業所管部局の幹部や関係市の幹部と必要に応じて協議・情報交換を行い、役割が適切に果たせるよう重要事項は理事長が対応し、他の事項は常務が対応している。 (重要業務) • (一財)大阪府タウン管理財団との統合の対応 統合に向けた組織のあり方（業務内容、人事、事業展開等）等に対応。 • 公益法人改革法による新制度移行への対応 公益業務認定の為の方策、方針の検討策定等に対応。					
【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】 • (一財)大阪府タウン管理財団との統合 タウン管理財団との統合については、「平成23年度以降の早期にめざす」とされており、タウン管理財団における資産処分の進捗を踏まえ、引き続き両法人において検討中である。 • 公益法人化 平成24年4月1日から公益財団法人に移行し課題解決。					

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- タウン管理財団との統合については、「平成23年度以降の早期にめざす」とされており、統合に向けた課題に取組む必要がある。
- 公益目的事業では、
 - ・土地区画整理事業等支援業務については、第二京阪道路等の幹線道路沿道での民間による乱開発の防止や、鉄道延伸関連プロジェクト、地域の拠点づくりとなるプロジェクトにおいて、市町村の技術者の不足等から、これらのまちづくり全体についての事業支援が必要である。
 - ・密集市街地まちづくり活動支援業務については、南海トラフ巨大地震による甚大な被害が想定される著しく危険な密集市街地を解消することは喫緊の課題であり、法人の役割や取組みについて事業の再構築が必要である。
 - ・住民主体のまちづくりを推進していくための、まちづくり初動期活動支援業務については、その財源としていた積立金(特定資産)が数年で不足する状態になることから、継続していくための方策を検討していく必要がある。
 - ・環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業）については、公共事業による建設発生土の搬入が減少していく中で、将来の埋立土量の確保の方策として、公共事業によって発生する建設廃材や隣接府県の公共事業による建設発生土の搬入の可能性の検討が必要である。
- まちづくりの権限が市町村に移管される中、ベテラン技術職員の退職により技術力のある職員が不足してきている状況から、まちづくり行政に係る技術力を補完する公的な支援体制が必要である。

【上記課題に対する対応方針等】

- タウン管理財団との統合については、時期、統合するタウン管理財団の残事業、統合に向けた課題等について大阪府、タウン管理財団と協議・調整を図り進める。
- 公益目的事業では、
 - ・土地区画整理事業等支援業務については、幹線沿道での新規地区の取組みについて府と連携して市町村に働きかけることにより、実施地区の拡大を図る。また、鉄道延伸関連プロジェクトや拠点プロジェクトについては、府・市との密接な協議調整を図りながら計画の実現に取組む。
 - ・密集市街地まちづくり支援業務については、密集市街地の整備をより一層強力に進めていくため、府が今年度内に策定する密集市街地に係る整備方針を踏まえ、府や密集市街地を抱える関係市の意見等を聴き、府・市と協議・調整を図り、事業の再構築を図る。
 - ・まちづくり初動期活動支援については、住民主体のまちづくり活動を推進していく観点から、財源の確保方策、対象活動の絞り込み等について、継続に向けたあり方を検討していく。
 - ・環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業）については、新たな建設廃材の搬入や隣接府県からの搬入等について、埋立免許の変更の問題、産業廃棄物処理業の許可の問題等の整理すべき課題が多く存在するため、府の関係部局(港湾局等)等との協議・調整を図りながら検討を進める。
- まちづくり行政に係る市町村の技術支援については、即戦力として必要とする技術力や頻度、必要量を把握し、法人において対応可能な支援内容等について検討していく。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 法人全体のマネジメント（組織、人事、予算編成、事業執行等に関する決定）
- 中期経営計画の策定・変更に関する決定
- 各年度の経営目標の設定
- 公益事業等の実施に係る府及び関係市町村との協議・調整と指導
- 理事会、評議委員会の運営（理事及び評議員の多くは府・市の関係者）
- 府の出資法人改革への対応
- 以上の他、定例的に課長会議（課長以上が出席）を開催し、府や市との関係で法人において対応が必要となる事項についての指示や、各部門の事業報告（実施状況、収入・支出の状況等）を受け、重要事項については対応策を指示している。
- これらの事項について、役割が適切に果たせるよう重要な事項は理事長が対応し、その他 の事項は常務が対応している。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

大阪府都市整備推進センターのミッション、役割は、「大阪府域における良好な市街地形成」を目指して、初動期からまちの完成後まで、まちづくりの推進・支援を行うことである。いわば、まちづくりの専門機関である。

当センターのまちづくり関係事業は、大阪府のまちづくりを進めるうえで、非常に大きな役割を担っている。当センターは今後とも大阪府のまちづくり施策の一翼を担い、「大阪の成長・活性化に資するまちづくり」、「安全安心に資するまちづくり」を実現するために精力的に取り組んでいく。

- ・まちづくり行政の緊急の課題である密集市街地整備を府・市連携のもとに推進するべく、法人が密集市街地まちづくり活動支援を強力に進めていくためには、市町村のどの地区でどのような事業を新たに実施すべきか、また、その際の事業費の費用分担や実施体制をどうすべきかを、府・市と詳細に協議・調整していく必要がある。
これらの業務を指揮し府・市と協議・調整していくためには、法人の常務理事に、府や市の密集市街地整備施策や住宅・建物の耐震化・不燃化の施策などのまちづくり行政に精通した専門的知識を有する府関係者の就任が不可欠である。
- ・まちづくり初動期活動支援の見直しに当たっては、財源の捻出として、新たに市町村負担等の導入が必要と考えられ、市町村に働きかけていくためには、まちづくり行政に精通した専門的知識を有する府関係者の就任が不可欠である。
- ・この他、大阪府タウン管理財団との統合、土地区画整理事業等支援、環境共生型まちづくり事業、市町村のまちづくり行政に対する技術支援など、法人の課題について理事長を補佐し、法人の公益目的業務を円滑に執行していくために、常務理事に、まちづくり行政に精通した府関係者の就任が不可欠である。
- ・以上のように、法人の事業は府や市町村の技術的・専門的なまちづくり行政と密接不可分の関係にあり、法人の常務理事は、従来からこれらの分野について相当の経験を積んできた府関係者が就任している。
かかる者の就任により、市からも信頼が得られるとともに、府が法人に課したミッションである良好な市街地形成を推進する支援機関としての役割を果たすことが可能となる。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	大阪府道路公社				
法人所管課	都市整備部交通道路室道路整備課				
設立年月日	昭和58年4月1日				
役員数	常勤 2名	うち府派遣	名	うち府退職者	1名
		その他			1名
非常勤	2名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
職員数(常勤)	30名	うち府派遣	13名	うち府退職者	17名
主な事業概要	○有料道路事業(鳥飼仁和寺大橋、堺泉北、第二阪奈、南阪奈、箕面有料) 道路管理業務 料金徴収業務 道路保全業務				
対象役員	理事長(常勤)				
理事会・取締役会の開催状況	H24年度実績 4回	うち臨時的に開催したもの		2回	
理事会・取締役会以外での意思決定 機関(会議)の有無	有 or 無				
(有の場合)	機関(会議)名	構成員	開催頻度		

【前回見直し時における法人の課題等】

- 公社は、本来道路管理者である府に代って幹線道路の整備・管理を有料道路事業として実施しておる、安全で快適な道路を提供するとともに、借入金の確実な償還に努める必要がある。
- 公社における資金調達については、路線ごとに収支バランスをとることが求められており、維持管理経費抑制や利用推進など、経営収支改善への取組みが求められる。
- 有料道路料金の一元化や、府を含む他事業者等への引継ぎ・移管など、公社道路の将来のあり方について府等と議論を進めることが必要である。

【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】

- 24h、365日有料道路を管理運営する道路公社の事業の特性から、法人の経営を統括する役員と安全を統括する役員(鉄道事業などは法で規定)とで責務を分担。
- 経営方針に基づいた安全で快適な道路の提供・経営改善を取組むため組織内に意識の醸成とマネジメントの指揮。
- 建設当時からの環境問題(水、大気)対応などの指揮。

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- 道路管理者の府に代って幹線道路の整備・管理を有料道路事業として実施し、安全・安心で利便性の高い道路サービスを提供し、責任ある道路の維持管理を行うとともに、借入金の確実な償還に努めている。
- 資金調達については、路線ごとに収支バランスをとりながら、維持管理経費抑制や利用推進など経営収支改善への取組みを行っている。
- 平成25年3月には経営改善方針(中期経営計画〔平成25年度～27年度〕)を策定し、目標年次を定めた取り組みを推進しているところである。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 公社は、本来道路管理者の府に代って幹線道路の整備・管理を有料道路事業として実施しており、安全・安心で利便性の高い道路サービスを提供し、責任ある道路の維持管理を行う必要がある。
- 公社における資金調達については、路線ごとに収支バランスをとることが求められており、中期経営計画の目標を達成すべく、維持管理経費抑制や利用推進、着実な借入金の償還など、より一層の経営収支改善への取組みが必要である。
- 平成25年6月に取りまとめられた国における社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会の中間答申を踏まえ、国、阪神圏の地方公共団体、高速道路会社等において、阪神圏の高速道路料金について、平成29年度当初を目途に、管理主体を超えたシームレスな料金体系の実現に向け、具体的な検討を進めることを確認した。
- 公社路線においても、料金体系一元化の検討を行うとともに、接続する高速道路会社への移管を目指すこととしており、本府の政策課題であるハイウェイオーソリティ構想の実現を図る必要がある。

【上記課題に対する対応方針等】

- 公社の経営については、平成25年3月に策定した経営改善方針（中期経営計画〔平成25年度～27年度〕）を踏まえつつ、安全・安心で利便性の高い道路サービスを確保しながら、維持管理経費縮減に取組み、計画的な借入金の償還に努めていく。
- ハイウェイオーソリティ構想の実現については、高速会社の路線と接続する道路公社路線も含めた平成29年度当初を目途に管理主体を超えたシームレスな料金体系の実現に併せて、接続する高速道路会社への移管に向けて、スキームや設備仕様の統一等を検討する必要があるため、本府と連携しながら、高速道路会社との協議を進めていく。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 安全安心で利便性の高い道路サービスを提供し、道路管理者として責任ある道路の維持管理を統括する。
- 経営改善方針(中期経営計画)を踏まえ、維持管理経費縮減の取組みと計画的な借入金の償還を推進する。
- 料金体系一元化にあわせ、接続する高速道路会社への移管を目指し具体的な協議を進め、ハイウェイオーソリティ構想を推進するとともに、公社組織のあり方を決定する。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 公社の運営に加え、ハイウェイオーソリティ構想の実現は本府の最重要課題であり、関係道路会社との調整及び協議が極めて重要である。
- 平成25年9月に国、阪神圏の地方公共団体、高速道路会社等と合意した平成29年度当初目途の管理主体を超えたシームレスな料金体系の実現に向け、高速道路会社との協議において、本府と密接な連携を図る必要がある。併せて、接続する高速道路会社への公社路線の移管に向け、本来道路管理者である本府と十分な調整を図りながら、接続する高速道路管理者と協議が不可欠である。
- また、道路公社路線の道路管理者として、接続する高速道路管理者への業務の引継、路線の移管など、道路公社の将来の在り方について、本府と十分な協議調整を進めることが必要。
- これら府と連携した政策課題の推進者として、理事長には引き続き、府関係者が就任することが不可欠である。
- なお、前回の人的関与の点検後、理事長、専務理事、監事の府関係者3人について見直しを行い、専務理事については、一般公募とし、監事（府OB）については、ポストを廃止し、府の人的関与は理事長1人に変更した。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票						
法 人 名	大阪高速鉄道株式会社					
法 人 所 管 課	都市整備部交通道路室都市交通課					
設立年月日	昭和55年12月15日					
役 員 数	常勤	4名	うち府派遣	1名	うち府退職者	2名
	非常勤		その他			
職員数（常勤）		12名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
		181名	うち府派遣	5名	うち府退職者	5名
主な事業概要	<p>モノレールによる旅客運輸業（大阪空港～門真市・万博記念公園～彩都西） • モノレールは、軌道等のインフラ部が都市計画事業として「都市モノレールの整備の促進に関する法律」による国の補助を受けて建設され、道路施設として完成したのち、運輸事業者に占用使用がみとめられた公共主導型の運輸事業（府出資率65%）</p>					
対象役員	代表取締役社長（常勤）					
理事会・取締役会の開催状況	H24年度実績	6回	うち臨時的に開催したもの	なし		
理事会・取締役会以外での意思決定機関（会議）の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 or 無					
(有の場合)	機関（会議）名	構成員			開催頻度	
	役員会	社長、専務、常務、監査役、総務部長、総務部審議役、運輸部次長、技術部長、技術部次長			月1回	
【前回見直し時における法人の課題等】 ○法人経営の安定性の確保 • 財務面において、単年度黒字は確保しているものの未だ多くの累積損失がある。 • 安全・安定的な運行を維持し、将来を見据えた投資などを計画的に実行する必要がある。 ○インフラ部・インフラ外施設の密接な関係 • モノレールは、大阪府が整備するインフラ部とOKTが整備するインフラ外施設が一体となって運行していることから、府と安全面や運行管理において緊密な連携を取る必要がある。 ○彩都線や門真市以南への延伸構想 • 府の施策として、今後、彩都線や門真市以南への延伸構想を有している。						
【前回見直し時の対象役員の職務（うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと）】 代表取締役社長は、安全・安定的な運行を維持するための最終責任者として、日常のマネジメントはもとより、有事の際には迅速に態勢を整え、的確に問題を解決する責務を持つ。また、財務面においても会社収支の改善、将来を見据えた投資や経営判断が必要であり、府と連携をとりながら事業推進を判断する必要がある。						
【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】 ○法人経営の安定性の確保 • これまで、平成18年策定の「中長期経営計画<2006-2015>」及び平成22年策定の「第二期中期経営計画<2010-2012>」に基づき、健全な経営基盤の確立に取り組むとともに、平成25年3月に策定の中期経営計画<平成25年度～平成29年度>において、当社の使命及び経営課題を踏まえ、5つの基本戦略と主要な施策を定め、計画的に進めている。 • 累積損失の解消時期については、事業環境の変化及び設備老朽化等のリスクに備えた事業基盤を確立するため、中期経営計画<平成25年度～平成29年度>において、平成28年度に見直した。 • 府からの借入金約40億円を平成29年度までに繰上償還を行うこととした。 ○インフラ部・インフラ外施設の密接な関係 • 大阪府のインフラ長寿命化修繕計画と連携した施設設備の適切な維持更新 ○彩都線や門真市以南の延伸構想 • 門真市以南延伸は大阪府において検討が進められており、事業計画・採算性等について協議を進めている。						

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

今後、厳しい社会・経済環境の変化による輸送人員の伸び悩みや、開業後20年を超えてきた施設設備の老朽化による維持修繕に対応することが急務な状況となっている。

こうしたなかにあっても、公共交通機関である当社の使命である「持続可能な交通機能の確保」を図るために、今後予測される長期的な事業環境の変化や経営課題を踏まえ、安定的な事業基盤を構築する必要がある。

《具体的な課題》

- ・安全安定輸送の確保継続
- ・お客さまサービスの向上
- ・経営体質の強化（累積損失解消、借入金残高削減、人的生産性の向上等）
- ・既存インフラ外施設設備の維持更新
- ・大阪府インフラ施設の維持更新（ES・EV・分岐器など）
- ・彩都東センター及び門真市以南への延伸に関する大阪府との協議・調整
- ・万博車庫用地の有償化協議検討

【上記課題に対する対応方針等】

これら経営課題に対応するため、新たに「大阪モノレール中期経営計画〈平成25年度～平成29年度〉」を策定し、行動計画として経営目標と具体的取組みをとりまとめた。

《対応方針》

- ・輸送の安全確保 ⇒ 連続無事故記録＝継続
- ・お客さま満足度向上 ⇒ 顧客満足度調査＝満足度75%以上
- ・収益性確保⇒累積損失＝H28年度解消
- ・財務健全性⇒借入金残高＝H29年度142億円（H24年度193億円）
- ・車両、施設整備の適切な維持更新（H25～H29投資額約63億円）

また、万博車庫用地の有償化や彩都東センター及び門真市以南への延伸計画については、大阪府と協議調整を行う。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- ・モノレールの安全・安定的な運行の最終責任。
- ・モノレールの運行及び関連事業等、法人全体のトップマネジメント。
- ・インフラ部を管理する府の幹部との高いレベルでの協議・調整。
- ・緊急事態における対策本部長としての指揮命令。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

○大阪高速鉄道(株)に対する最大出資者（65%）として、経営に関する責任を果たすとともに、会社運営への影響力を維持するためにも、府関係者の役員派遣は不可欠。

○モノレールは、府が管理する桁、支柱、駅舎等のインフラ部と、会社が管理する車両や電気・通信設備等のインフラ外部により運行されており、日常的な維持、補修や、中長期的な老朽化対策や施設更新等について、会社と府の双方が認識を共有し、緊密に連携した取り組みが重要。

取り組みにあたっては、会社の経営状況や自治体の財政状況等が必ずしも一致しないことから、双方の状況を理解し、高いレベルで調整するためにも府の関係者の派遣は不可欠。

○今後、彩都線延伸や門真市以南への延伸構想などの事業を府と協議・検討していくにあたり、府の施策目的を理解した上で、会社経営への影響や他の株主への説明責任などを考慮した経営判断が必要。これらの判断を適切に行うためには府の関係者の派遣は不可欠。

○なお、府以外から人材登用をする場合、役員報酬を増額しなければならない可能性があり、会社の経営改善への取り組みに影響。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票						
法人名	大阪高速鉄道株式会社					
法人所管課	都市整備部交通道路室都市交通課					
設立年月日	昭和55年12月15日					
役員数	常勤	4名	うち府派遣	1名	うち府退職者	2名
			その他			1名
	非常勤	12名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
職員数(常勤)		181名	うち府派遣	5名	うち府退職者	5名
主な事業概要	<p>モノレールによる旅客運輸業（大阪空港～門真市・万博記念公園～彩都西）</p> <p>・モノレールは、軌道等のインフラ部が都市計画事業として「都市モノレールの整備の促進に関する法律」による国の補助を受けて建設され、道路施設として完成したのち、運輸事業者に占用使用がみとめられた公共主導型の運輸事業（府出資率65%）</p>					
対象役員	代表取締役専務（常勤）					
理事会・取締役会の開催状況	H24年度実績	6回	うち臨時的に開催したもの	なし		
理事会・取締役会以外での意思決定機関（会議）の有無	有 or 無					
(有の場合)	機関（会議）名		構成員	開催頻度		
	役員会		社長、専務、常務、監査役、総務部長、総務部審議役、運輸部次長、技術部長、技術部次長	月1回		
【前回見直し時における法人の課題等】						
○法人経営の安定性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 財務面において、単年度黒字は確保しているものの未だ多くの累積損失がある。 安全・安定的な運行を維持し、将来を見据えた投資などを計画的に実行する必要がある。 					
○インフラ部・インフラ外施設の密接な関係	<ul style="list-style-type: none"> モノレールは、大阪府が整備するインフラ部とOKTが整備するインフラ外施設が一体となって運行していることから、府と安全面や運行管理において緊密な連携を取る必要がある。 					
○彩都線や門真市以南への延伸構想	<ul style="list-style-type: none"> 府の施策として、今後、彩都線や門真市以南への延伸構想を有している。 					
【前回見直し時の対象役員の職務（うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと）】						
<p>代表取締役専務は、輸送の安全性に関する業務を総括する「安全総括管理者」として、安全・安定的な運行を維持するため、インフラ部を所有する府との連携をとりながら安全確保を最優先し、輸送業務の実施及び各部門を総括管理する等の責務を有する。</p>						
【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】						
○法人経営の安定性の確保	<ul style="list-style-type: none"> これまで、平成18年策定の「中長期経営計画<2006-2015>」及び平成22年策定の「第二期中期経営計画<2010-2012>」に基づき、健全な経営基盤の確立に取り組むとともに、平成25年3月に策定の中期経営計画<平成25年度～平成29年度>において、当社の使命及び経営課題を踏まえ、5つの基本戦略と主要な施策を定め、計画的に進めている。 累積損失の解消時期については、事業環境の変化及び設備老朽化等のリスクに備えた事業基盤を確立するため、中期経営計画<平成25年度～平成29年度>において、平成28年度に見直した。 府からの借入金約40億円を平成29年度までに繰上償還を行うこととした。 					
○インフラ部・インフラ外施設の密接な関係	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府のインフラ長寿命化修繕計画と連携した施設設備の適切な維持更新 					
○彩都線や門真市以南の延伸構想	<ul style="list-style-type: none"> 門真市以南延伸は大阪府において検討が進められており、事業計画・採算性等について協議を進めている。 					

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

今後、厳しい社会・経済環境の変化による輸送人員の伸び悩みや、開業後20年を超えてきた施設設備の老朽化による維持修繕に対応することが急務な状況となっている。

こうしたなかにあっても、公共交通機関である当社の使命である「持続可能な交通機能の確保」を図るため、今後予測される長期的な事業環境の変化や経営課題を踏まえ、安定的な事業基盤を構築する必要がある。

《具体的な課題》

- ・安全安定輸送の確保継続
- ・お客さまサービスの向上
- ・経営体質の強化（累積損失解消、借入金残高削減、人的生産性の向上等）
- ・既存インフラ外施設設備の維持更新
- ・大阪府インフラ施設の維持更新（ES・EV・分岐器など）
- ・彩都東センター及び門真市以南への延伸に関する大阪府との協議・調整
- ・万博車庫用地の有償化協議検討

【上記課題に対する対応方針等】

これら経営課題に対応するため、新たに「大阪モノレール中期経営計画〈平成25年度～平成29年度〉」を策定し、行動計画として経営目標と具体的取組みをとりまとめた。

《対応方針》

- ・輸送の安全確保 ⇒ 連続無事故記録＝継続
- ・お客さま満足度向上 ⇒ 顧客満足度調査＝満足度75%以上
- ・収益性確保⇒累積損失＝H28年度解消
- ・財務健全性⇒借入金残高＝H29年度142億円（H24年度193億円）
- ・車両、施設整備の適切な維持更新（H25～H29投資額約63億円）

また、万博車庫用地の有償化や彩都東センター及び門真市以南への延伸計画については、大阪府と協議調整を行う。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- ・社長不在時の最終責任。（代表権を持つ）
- ・平成28年度の累損解消や借入金残高の削減など、財務や資金関係を所管。
- ・モノレールの運行に会社とともに携わり、駅業務も受託する「大阪モノレールサービス株式会社」の代表取締役社長として、大阪モノレールグループ一体として効果的、効率的な経営の責任
- ・PDCAサイクルによる中期経営計画の管理

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

○代表権を持ち、社長不在時には社長に代わって会社の責任を果たすことから、社長と同様の考え方により、最大出資者である府の関係者の派遣が不可欠。

○安定的な会社経営の継続、計画的な維持・補修に要する資金の確保、累積損失の解消、借入金残高の削減等、資金面からの会社の課題に着実に取り組むため、会社の資金管理の責任者については、最大出資者は府から派遣し、財務状況を把握し、適切に指導することが重要。

○今後、彩都線延伸や門真市以南への延伸構想などの事業を府と協議・検討していくにあたり、府の施策目的を理解した上で、会社の財務面への影響などを考慮した判断が必要。これらの判断を行つたためには府の関係者の派遣は不可欠。

○なお、府以外から人材登用をする場合、役員報酬を増額しなければならない可能性があり、会社の経営改善への取り組みに影響。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票						
法人名	大阪高速鉄道株式会社					
法人所管課	都市整備部交通道路室都市交通課					
設立年月日	昭和55年12月15日					
役員数	常勤	4名	うち府派遣	1名	うち府退職者	2名
			その他			1名
非常勤	12名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名	
職員数(常勤)	181名		うち府派遣	5名	うち府退職者	5名
主な事業概要	<p>モノレールによる旅客運輸業（大阪空港～門真市・万博記念公園～彩都西） • モノレールは、軌道等のインフラ部が都市計画事業として「都市モノレールの整備の促進に関する法律」による国の補助を受けて建設され、道路施設として完成したのち、運輸事業者に占用使用がみとめられた公共主導型の運輸事業（府出資率65%）</p>					
対象役員	常務取締役運輸部長（常勤）					
理事会・取締役会の開催状況	H24年度実績	6回	うち臨時的に開催したもの	なし		
理事会・取締役会以外での意思決定機関（会議）の有無	有 or 無					
(有の場合)	機関（会議）名	構成員		開催頻度		
	役員会	社長、専務、常務、監査役、総務部長、総務部審議役、運輸部次長、技術部長、技術部次長		月1回		
【前回見直しにおける法人の課題等】						
<input type="radio"/> 法人経営の安定性の確保 <ul style="list-style-type: none"> 財務面において、単年度黒字は確保しているものの未だ多くの累積損失がある。 安全・安定的な運行を維持し、将来を見据えた投資などを計画的に実行する必要がある。 						
<input type="radio"/> インフラ部・インフラ外施設の密接な関係 <ul style="list-style-type: none"> モノレールは、大阪府が整備するインフラ部とOKTが整備するインフラ外施設が一体となって運行していることから、府と安全面や運行管理において緊密な連携を取る必要がある。 						
<input type="radio"/> 彩都線や門真市以南への延伸構想 <ul style="list-style-type: none"> 府の施策として、今後、彩都線や門真市以南への延伸構想を有している。 						
【前回見直し時の対象役員の職務（うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと）】						
<u>常務取締役は、軌道や駅施設の維持修繕などを行う技術部と運行業務を行う運輸部を統括し、会社として運行に支障をきたさないような維持管理方法などの判断を行う。</u>						
【前回見直しにおける法人の課題等の現在の状況】						
<input type="radio"/> 法人経営の安定性の確保 <ul style="list-style-type: none"> これまで、平成18年策定の「中長期経営計画<2006-2015>」及び平成22年策定の「第二期中期経営計画<2010-2012>」に基づき、健全な経営基盤の確立に取り組むとともに、平成25年3月に策定の中期経営計画<平成25年度～平成29年度>において、当社の使命及び経営課題を踏まえ、5つの基本戦略と主要な施策を定め、計画的に進めている。 累積損失の解消時期については、事業環境の変化及び設備老朽化等のリスクに備えた事業基盤を確立するため、中期経営計画<平成25年度～平成29年度>において、平成28年度に見直した。 府からの借入金約40億円を平成29年度までに繰上償還を行うこととした。 						
<input type="radio"/> インフラ部・インフラ外施設の密接な関係 <ul style="list-style-type: none"> 大阪府のインフラ長寿命化修繕計画と連携した施設設備の適切な維持更新 						
<input type="radio"/> 彩都線や門真市以南の延伸構想 <ul style="list-style-type: none"> 門真市以南延伸は大阪府において検討が進められており、事業計画・採算性等について協議を進めている。 						

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

今後、厳しい社会・経済環境の変化による輸送人員の伸び悩みや、開業後20年を超えてきた施設設備の老朽化による維持修繕に対応することが急務な状況となっている。

こうしたなかにあっても、公共交通機関である当社の使命である「持続可能な交通機能の確保」を図るため、今後予測される長期的な事業環境の変化や経営課題を踏まえ、安定的な事業基盤を構築する必要がある。

《具体的な課題》

- ・安全安定輸送の確保継続
- ・お客さまサービスの向上
- ・経営体質の強化（累積損失解消、借入金残高削減、人的生産性の向上等）
- ・既存インフラ外施設設備の維持更新
- ・大阪府インフラ施設の維持更新（ES・EV・分岐器など）
- ・彩都東センター及び門真市以南への延伸に関する大阪府との協議・調整
- ・万博車庫用地の有償化協議検討

【上記課題に対する対応方針等】

これら経営課題に対応するため、新たに「大阪モノレール中期経営計画〈平成25年度～平成29年度〉」を策定し、行動計画として経営目標と具体的取組みをとりまとめた。

《対応方針》

- ・輸送の安全確保 ⇒ 連続無事故記録＝継続
- ・お客さま満足度向上 ⇒ 顧客満足度調査＝満足度75%以上
- ・収益性確保⇒累積損失＝H28年度解消
- ・財務健全性⇒借入金残高＝H29年度142億円（H24年度193億円）
- ・車両、施設整備の適切な維持更新（H25～H29投資額約63億円）

また、万博車庫用地の有償化や彩都東センター及び門真市以南への延伸計画については、大阪府と協議調整を行う。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- ・輸送の安全確保に関する業務を統括する「安全統括管理者」。安全・安定的な運行を維持するため、運輸部と技術部の業務執行を統括。
- ・運行に関する問題が発生した場合、技術的な問題の責任者として指揮命令。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

○安全統括管理者は、役員の中から選任することとされている。

モノレールは、府が管理する桁、支柱、駅舎等のインフラ部と、会社が管理する車両や電気・通信設備等のインフラ外部により運行されており、安全統括管理者の責務を果たすためには、モノレールに関する事項のみならず、道路管理者としての業務経験や知識が重要であることから、府関係者の派遣が不可欠。

（安全統括管理者は、取締役のうち軌道法及び軌道法施行規則（大正12年内務・鉄道省令）第37条において準用する鉄道事業法施行規則第36条の4各号で定める要件を満たす者のうち安全に関して十分な知識及び経験を有する者の中から選任すると定めている。以下条文の抜粋）

○また、日常的な維持、補修や、中長期的な老朽化対策や施設更新等について、会社と府が緊密に連携して取り組むことが必要であり、府や関係機関との調整を円滑に行うためにも府関係者は不可欠。

○府以外の民間企業からの人材登用をするとなれば、会社として役員報酬の増額は避けられず、経営改善に取り組んでいる会社経営に影響を及ぼす可能性がある。

**鉄道事業法
(安全管理規程等)**

第十八条の三 鉄道事業者は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするとときも、同様とする。

2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために鉄道事業者が遵守すべき次に掲げる事項（第三種鉄道事業者にあつては、第五号に係るものを除く。）に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

四 安全統括管理者（鉄道事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、鉄道事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項

4 鉄道事業者は、安全統括管理者及び運転管理者（第三種鉄道事業者にあつては、安全統括管理者）を選任しなければならない。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	大阪外環状鉄道株式会社				
法人所管課	都市整備部交通道路室都市交通課				
設立年月日	平成8年11月21日				
役員数	常勤	6名	うち府派遣	1名	うち府退職者 0名
			その他		5名
非常勤	5名	うち府派遣	1名	うち府退職者 0名	
職員数(常勤)	18名	うち府派遣	5名	うち府退職者 0名	
主な事業概要	○大阪外環状線鉄道（おおさか東線）建設事業 【同社は、本事業を行うため、大阪府、大阪市、JR西日本が主体となって設立した第3セクターであり、国の補助金や貸付金等の資金調達により事業を進め、開業後、運行主体であるJR西日本からの線路使用料で、貸付金の償還を行っていく。】				
対象役員	代表取締役社長（常勤）				
理事会・取締役会の開催状況	H24年度実績 6回	うち臨時的に開催したもの	1回		
理事会・取締役会以外での意思決定機関（会議）の有無	有 or 無				
(有の場合)	機関（会議）名	構成員	開催頻度		
	経営企画会議	代表取締役社長、常務取締役、常勤監査役	毎週水曜日		

【前回見直し時における法人の課題等】

- 平成30年度末に全線開業することが最大の目標。工事スケジュールに合わせた国庫補助金の確保、住宅等密集地での用地買収が課題。
- 同社は、建設終了後、鉄道施設の管理会社となり、借入金の返済が主たる業務となるため組織縮小の見直しが必要。

【前回見直し時の対象役員の職務（うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 代表取締役社長は、平成30年度末の全線開業の達成を実現する責任。
- 開業に必要な建設事業費の確保について、国（補助金）、自治体（出資金、補助金、貸付金）や市中金融機関（借入金）に対し、経営トップとして協議、交渉。
 - 既存営業線（東海道線、学研都市線）の線路間での工事を鉄道運行の安全を確保した上で、遅滞なく施工する責任。
 - 開業済区間において、第三種鉄道事業者として輸送の安全を確保する責任。

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

平成30年度末の全線開業について

- 引き続き、必達の目標として建設事業を推進中。
- 工事スケジュールに合わせた国庫補助金の確保について、関係自治体と協力して予算確保に努力し、平成25年度まで必要な事業費は概ね確保。建設用地買収については、任意交渉を続けるとともに、土地収用法における事業認定をH25年4月に取得。引き続き、事業費確保、用地取得に継続的に取り組む。

建設終了後、組織縮小の見直しが必要については、前回見直し時と同様。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- ・事業に必要な用地買収及び工事施工ヤードの借地に努めた結果、大部分の確保を果たしたが、残物件については、本年4月に、土地収用法の適用に必要な国の事業認定を取得したことから、土地収用も見据えながら、早期解決を図っていく。またコスト縮減に努めながら、自治体の協力を得て、必要な事業費の確保を行い、鉄道運行の安全に最大限配慮しながら、同社の使命である平成30年度末の全線開業に向け、工事進捗を図っていく。
- ・全線開業後は、鉄道施設の管理会社となり、JRの線路使用料による借入金の返済が主たる業務となるため組織縮小の見直しが必要。

【上記課題に対する対応方針等】

- ・事業進捗には、関係自治体と同社が、事業費確保のための予算措置や、国庫補助金確保に向けた要望活動だけでなく、道路・河川交差部における管理者協議、阪急淡路駅における連続立体交差事業との調整、開業後の駅前広場や駐輪場対策などの関連公共事業との整合など、緊密に連携していく必要があり、事務的な協議調整はもとより、重要事項については、自治体幹部と同社役員との直接折衝による意思決定が可能となるよう、大阪府の人的関与を続けていく。
- ・全線開業後の同社の組織形態のあり方については、大阪市やJR西日本等、他の主要株主と検討していく。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

代表取締役社長は、平成30年度末の全線開業の達成を実現する責任。

- ・開業に必要な建設事業費の確保について、国（補助金）、自治体（出資金、補助金、貸付金）や市中金融機関（借入金）に対し、経営トップとして協議、交渉。
- ・既存営業線（東海道線、学研都市線）の線路間での工事を鉄道運行の安全を確保した上で、遅滞なく施工する責任。
- ・開業済区間において、第三種鉄道事業者として輸送の安全を確保する責任。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- ・同社は、大阪府、大阪市、JR西日本が主要株主となり、国の補助制度を利用して、大阪圏の新たな鉄道ネットワークを形成する大阪外環状線鉄道（おおさか東線）の整備を進めるために設立した第3セクター。主要株主が対等な立場で責任を分担しつつ、事業の着実な推進を図るために三者の関係者が交代で就任することとしている。
- ・本事業は府域の鉄道ネットワークの充実、東部大阪地域の鉄道の利便性向上、沿線まちづくりの促進などの事業効果が見込まれることから、府が関与、出資して設立した会社であり、これらの会社設立の経過を踏まえ、平成30年度末の全線開業を実現するためにも府の積極的な人的関与は不可欠。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法 人 名	大阪外環状鉄道株式会社				
法 人 所 管 課	都市整備部交通道路室都市交通課				
設立年月日	平成8年11月21日				
役 員 数	常勤	6名	うち府派遣	1名	うち府退職者 0名
			その他		5名
非常勤	5名	うち府派遣	1名	うち府退職者 0名	
職員数（常勤）	18名	うち府派遣	5名	うち府退職者 0名	
主な事業概要	○大阪外環状線鉄道（おおさか東線）建設事業 【同社は、本事業を行うため、大阪府、大阪市、JR西日本が主体となって設立した第3セクターであり、国の補助金や貸付金等の資金調達により事業を進め、開業後、運行主体であるJR西日本からの線路使用料で、貸付金の償還を行っていく。】				
対象役員	常務取締役（常勤）				
理事会・取締役会の開催状況	H24年度実績 6回	うち臨時的に開催したもの	1回		
理事会・取締役会以外での意思決定機関（会議）の有無	有 or 無				
(有の場合)	機関（会議）名	構成員	開催頻度		
	経営企画会議	代表取締役社長、常務取締役、常勤監査役	毎週水曜日		

【前回見直し時における法人の課題等】

- ・平成30年度末に全線開業することが最大の目標。工事スケジュールに合わせた国庫補助金の確保、住宅等密集地での用地買収が課題。
- ・同社は、建設終了後、鉄道施設の管理会社となり、借入金の返済が主たる業務となるため組織縮小の見直しが必要。

【前回見直し時の対象役員の職務（うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 常務取締役（総務担当）は代表取締役を補佐し、同社の業務全般を指揮。代表取締役が不在時は、職務代行者第一順位として、組織を統括。
- ・平成30年度末の全線開業を達成するため、国、大阪府、沿線自治体、JR、金融機関と必要な諸手続きや事業推進に係る協議、調整を統括。
 - ・開業済区間において、第三種鉄道事業者として輸送の安全確保に関し、要員に関する事項を掌理。

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

平成30年度末の全線開業について

- ・引き続き、必達の目標として建設事業を推進中。
- ・工事スケジュールに合わせた国庫補助金の確保について、関係自治体と協力して予算確保に努めし、平成25年度まで必要な事業費は概ね確保。建設用地買収については、任意交渉を続けるとともに、土地収用法における事業認定をH25年4月に取得。引き続き、事業費確保、用地取得に継続的に取り組む。

建設終了後、組織縮小の見直しが必要については、前回見直し時と同様。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- ・事業に必要な用地買収及び工事施工ヤードの借地に努めた結果、大部分の確保を果たしたが、残物件については、本年4月に、土地収用法の適用に必要な国の事業認定を取得したことから、土地収用も見据えながら、早期解決を図っていく。またコスト縮減に努めながら、自治体の協力を得て、必要な事業費の確保を行い、鉄道運行の安全に最大限配慮しながら、同社の使命である平成30年度末の全線開業に向け、工事進捗を図っていく。
- ・全線開業後は、鉄道施設の管理会社となり、JRの線路使用料による借入金の返済が主たる業務となるため組織縮小の見直しが必要。

【上記課題に対する対応方針等】

- ・事業進捗には、関係自治体と同社が、事業費確保のための予算措置や、国庫補助金確保に向けた要望活動だけでなく、道路・河川交差部における管理者協議、阪急淡路駅における連続立体交差事業との調整、開業後の駅前広場や駐輪場対策などの関連公共事業との整合など、緊密に連携していく必要があり、事務的な協議調整はもとより、重要事項については、自治体幹部と同社役員との直接折衝による意思決定が可能となるよう、大阪府の人的関与を続けていく。
- ・全線開業後の同社の組織形態のあり方については、大阪市やJR西日本等、他の主要株主と検討していく。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 常務取締役（総務担当）は代表取締役を補佐し、同社の業務全般を指揮。代表取締役が不在時は、職務代行者第一順位として、組織を統括。
- ・平成30年度末の全線開業を達成するため、国、大阪府、沿線自治体、JR、金融機関と必要な諸手続きや事業推進に係る協議、調整を統括。
 - ・事業推進とコスト縮減を両立させるため、事業状況に応じた最適な組織体制及び人員配置計画を管理し、必要要員の確保を主要株主と協議調整。
 - ・開業済区間において、第三種鉄道事業者として輸送の安全確保に関し、要員に関する事項を掌理。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- ・同社は、大阪府、大阪市、JR西日本が主要株主となり、国の補助制度を利用して、大阪圏の新たな鉄道ネットワークを形成する大阪外環状線鉄道（おおさか東線）の整備を進めるために設立した第3セクター。主要株主がそれぞれの特性を活かし、事業の着実な推進を図るために役員を派遣。
- ・大阪府から派遣している常務取締役は、筆頭常務として事業推進全般について代表取締役を補佐するとともに、認可・国庫補助の権限を有する国、沿線自治体の吹田市、東大阪市、八尾市への対応などを所管。
- ・その他主要株主から派遣された役員については、工事施行はJR西日本、主たる事業箇所である大阪市域における地元調整等は大阪市、金融機関からの資金調達などの財務は政策投資銀行の関係者が就任。
- ・本事業は府域の鉄道ネットワークの充実、東部大阪地域の鉄道の利便性向上、沿線まちづくりの促進などの事業効果が見込まれることから、府が関与、出資して設立した会社であり、これらの会社設立の経過を踏まえ、大阪府として強いリーダーシップを発揮し、平成30年度末の全線開業を実現するために府の積極的な人的関与は不可欠。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法 人 名	大阪府土地開発公社					
法 人 所 管 課	都市整備部用地室					
設立年月日	昭和49年5月1日（昭和35年11月24日（財）大阪府開発協会として発足）					
役 員 数	常勤	2名	うち府派遣	名	うち府退職者	2名
			その他			名
非常勤	2名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名	
職員数（常勤）	63名	うち府派遣	6名	うち府退職者	27名	
主な事業概要	公有地の拡大の推進に関する法律17条第1項及び第2項に掲げる業務 • 道路、河川等の公共用地の取得、管理、処分 • 国、NEXCO西日本等の委託に基づく用地取得の交渉受託等 • その他附帯業務（ただし、住宅用地の造成事業等の独自事業はなし。）					
対象役員	理事長（常勤）					
理事会・取締役会の開催状況	H24年度実績	6回	うち臨時的に開催したもの	4回		
理事会・取締役会以外での意思決定機関（会議）の有無	<input checked="" type="radio"/> (有) or <input type="radio"/> 無					
(有の場合)	機関（会議）名	構成員		開催頻度		
	役員会議	理事長、常務理事 事務局長、用地部長 総務経理課長、用地課長		週1回（毎週月曜日）		

【前回見直し時における法人の課題等】

- 先行取得した長期保有資産の計画的な縮減
- 未利用代替地の解消

【前回見直し時の対象役員の職務（うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと）】

理事長は、公社のトップとして、公社全体をマネジメントするとともに、資金コストの軽減と安定的な資金供給を受けるための金融機関との調整や、媒介制度により未利用代替地の解消を図るために、金融機関に対する働きかけを行い、また訴訟対応については自ら顧問弁護士への相談を行っている。さらに、事業推進については、事業の進捗状況を把握し、公共用地取得を実践していく最終責任者として指示を行うなど、公社が抱える重要課題の最終判断を行っている。

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- 府が平成22年に策定した「財政構造改革プラン（案）」に基づき、「長期保有資産の計画的解消」及び「未利用代替地の解消」に取り組んできた。
- 未利用代替地は、唯一残されていた岬町多奈川地区について、平成24年12月に事業者と売買契約を締結し、解消することができた。
- 長期保有資産については、府から「長期保有資産解消計画」を上回る買戻しが行われ、平成15年度の計画策定期には、平成24年度末の長期保有資産358億円の予定であったものが、210億円にまで縮減。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- ・先行取得した長期保有資産の計画的な縮減
- ・大阪府の用地取得体制と連携した今後の土地開発公社のあり方
- ・新名神高速道路の早期供用開始に向けた用地取得

【上記課題に対する対応方針等】

・先行取得した長期保有資産（5年以上）を計画的に解消するため、保有資産の状況を掌握した上で、各事業の将来の新規取得額及び買戻し額、5年以上保有資産の解消年次を設定する『長期保有資産解消計画』に基づき、長期保有資産の縮減と経営の健全化に努める。

・今後も引き続き、府に対し長期保有資産の買戻しについて要請を行い、平成34年の解消を目指す。

・職員構成が高齢化するとともに、府のベテラン用地職員の退職者が減少しており、今後の用地取得需要に対応するため多様な人材の確保も含めた公社のあり方を検討していく。

・新名神高速道路事業Ⅰ期区間（高槻市～箕面市）における用地取得の進捗率は、平成24年度末で面積比9割以上であり、ほぼ買収困難案件だけが残っている。今後、収用も視野に入れた残件処理の早期完了を目指す。

また、Ⅱ期区間（八幡市～高槻市）のうち高槻市域（延長5.0km、用地取得予定面積21.9ha）についても、用地交渉の早期着手を目指す。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

理事長は、公社のトップとして、公社全体をマネジメントするとともに、資金コストの軽減と安定的な資金供給を受けるための金融機関との調整や、訴訟対応については自ら顧問弁護士への相談を行っている。さらに、事業推進については、事業の進捗状況を把握し、公共用地取得を実践していく最終責任者として指示を行うなど、公社が抱える重要課題の最終判断を行っている。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

・公社は、①府の公共事業に係る用地取得を担当すること、②府の指定出資法人として、監査をはじめとした様々な業務面で府の関与がなされること、③資金調達には、大阪府都市整備部、財政課等と一体的な運用が必要であることから、行政経験が豊富であり、かつ公共事業に精通した人材が望まれる。

・公共用地取得業務をはじめとした、道路・河川事業等、公共事業全般に見識のある民間人材は限られており、このような高度な知識を有する人材が欠けた場合には、公社の業務運営が停滞することにより計画的な用地取得に遅れが生じ、府の公共事業の推進に支障となる恐れがある。

・国の主要政策の一つである国土強靭化においては、全国的高速交通網の構築など、インフラの強化を中心とした動きがあり、国土軸形成の根幹となる新名神高速道路の造成にかかる用地取得は、都市インフラとして公社が最優先で取り組むべき課題である。

・公社の業務は府と一体となって進めるため、公社の事業実施に府の施策を反映させることが必要である。関係機関等との調整も府の施策や公共事業等の制約を熟知した上で行うことが求められることから、理事長については、府関係者が就任する必要がある。

・なお、平成20年度末に発せられた府の派遣職員引揚げ方針により、平成21年度末で派遣職員を引き上げた。そのため、平成22年度からは、土木事務所に用地課を立ち上げ、府と公社で役割を分担し、用地取得を行っている。また、前回のあり方検討で常務理事を2名から1名に、監事についても府OB監事を廃止し、2名から1名へと見直しを行った。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法 人 名	大阪府土地開発公社				
法 人 所 管 課	都市整備部用地室				
設立年月日	昭和49年5月1日（昭和35年11月24日（財）大阪府開発協会として発足）				
役 員 数	常勤	2名	うち府派遣	名	うち府退職者 2名
			その他		名
非常勤	2名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
職員数（常勤）	63名	うち府派遣	6名	うち府退職者	27名
主な事業概要	公有地の拡大の推進に関する法律17条第1項及び第2項に掲げる業務 • 道路、河川等の公共用地の取得、管理、処分 • 国、NEXCO西日本等の委託に基づく用地取得の交渉受託等 • その他附帯業務（ただし、住宅用地の造成事業等の独自事業はなし。）				
対象役員	常務理事（常勤）				
理事会・取締役会の開催状況	H24年度実績	6回	うち臨時的に開催したもの	4回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関（会議）の有無	<input checked="" type="radio"/> (有) or <input type="radio"/> 無				
(有の場合)	機関（会議）名	構成員		開催頻度	
	役員会議	理事長、常務理事 事務局長、用地部長 総務経理課長、用地課長		週1回（毎週月曜日）	

【前回見直し時における法人の課題等】

- 先行取得した長期保有資産の計画的な縮減
- 未利用代替地の解消

【前回見直し時の対象役員の職務（うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと）】

常務理事は、理事会運営、情報公開、訴訟、公社の組織・人事、危機管理など、法人運営に関する取りまとめや、長年、府の用地業務に携わってきた経験より、用地業務に精通していることから事業推進の調整を行い、理事長が意思決定するためのサポートを行っている。

- 年2回（3月、5月）開催する理事会が円滑に行われるよう、外部理事、外部監事、主管課との調整
- 用地取得にかかる相続等による土地や物件等の情報公開請求や個人情報開示への対応
- 用地取得にかかる土地明け渡し請求、損害賠償請求、不動産登記、境界確定等による訴訟への対応
- 公社の組織・人事については、府の派遣職員引き揚げ方針による用地取得体制の見直し

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- 府が平成22年に策定した「財政構造改革プラン（案）」に基づき、「長期保有資産の計画的解消」及び「未利用代替地の解消」に取り組んできた。
- 未利用代替地は、唯一残されていた岬町多奈川地区について、平成24年12月に事業者と売買契約を締結し、解消することができた。
- 長期保有資産については、府から「長期保有資産解消計画」を上回る買戻しが行われ、平成15年度の計画策定期には、平成24年度末の長期保有資産358億円の予定であったものが、210億円にまで縮減。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- ・先行取得した長期保有資産の計画的な縮減
- ・大阪府の用地取得体制と連携した今後の土地開発公社のあり方
- ・新名神高速道路の早期供用開始に向けた用地取得

【上記課題に対する対応方針等】

- ・先行取得した長期保有資産（5年以上）を計画的に解消するため、保有資産の状況を掌握した上で、各事業の将来の新規取得額及び買戻し額、5年以上保有資産の解消年次を設定する『長期保有資産解消計画』に基づき、長期保有資産の縮減と経営の健全化に努める。
- ・今後も引き続き、府に対し長期保有資産の買戻しについて要請を行い、平成34年の解消を目指す。
- ・職員構成が高齢化するとともに、府のベテラン用地職員の退職者が減少しており、今後の用地取得需要に対応するため多様な人材の確保も含めた公社のあり方を検討していく。
- ・新名神高速道路事業Ⅰ期区間（高槻市～箕面市）における用地取得の進捗率は、平成24年度末で面積比9割以上であり、ほぼ買収困難案件だけが残っている。今後、収用も視野に入れた残件処理の早期完了を目指す。

また、Ⅱ期区間（八幡市～高槻市）のうち高槻市域（延長5.0km、用地取得予定面積21.9ha）についても、用地交渉の早期着手を目指す。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

常務理事は、理事会運営、情報公開、訴訟、公社の組織・人事、危機管理など、法人運営に関する取りまとめや、長年、府の用地業務に携わってきた経験より、用地業務に精通していることから事業推進の調整を行い、理事長が意思決定するためのサポートを行っている。

- ・年2回（3月、5月）開催する理事会が円滑に行われるよう、外部理事、外部監事、主管課との調整
- ・用地取得にかかる相続等による土地や物件等の情報公開請求や個人情報開示への対応
- ・用地取得にかかる土地明け渡し請求、損害賠償請求、不動産登記、境界確定等による訴訟への対応
- ・公社の組織・人事については、組織のスリム化や人件費抑制の強化を図るための検討及び調整

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- ・公社は、①府の公共事業に係る用地取得を担当すること、②府の指定出資法人として、監査をはじめとした様々な業務面で府の関与がなされること、③資金調達には、大阪府都市整備部、財政課等と一体的な運用が必要であることから、行政経験が豊富であり、かつ公共事業にともなう用地取得業務に精通した人材が望まれる。
- ・公共用地取得業務に見識のある民間人材は限られており、このような高度な知識を有する人材が欠けた場合には、公社の業務運営が停滞することにより計画的な用地取得に遅れが生じ府の公共事業の推進に支障となる恐れがある。
- ・国の主要政策の一つである国土強靭化においては、全国的高速交通網の構築など、インフラの強化を中心とした動きがあり、国土軸形成の根幹となる新名神高速道路の造成にかかる用地取得は、都市インフラとして公社が最優先で取り組むべき課題である。
- ・公社の業務は府と一体となって進めるため、公社の事業実施に府の施策を反映させることが必要である。また、関係機関等との調整も府の施策や公共事業等の制約を熟知した上で行うことが求められることから、常務理事については、府関係者が就任する必要がある。
- ・なお、平成20年度末に発せられた府の派遣職員引揚げ方針により、平成21年度末で派遣職員を引き上げた。そのため、平成22年度からは、土木事務所に用地課を立ち上げ、府と公社で役割を分担し、用地取得を行っている。また、前回のあり方検討で常務理事を2名から1名に、監事についても府OB監事を廃止し、2名から1名へと見直しを行った。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	大阪府住宅供給公社				
法人所管課	住宅まちづくり部居住企画課				
設立年月日	昭和40年11月1日				
役員数	常勤	3名	うち府派遣	1名	うち府退職者 2名
	非常勤	4名	うち府派遣	1名	うち府退職者 1名
職員数(常勤)	176名	うち府派遣	5名	うち府退職者	1名
主な事業概要	○公社賃貸住宅約22,000戸及び民間借上型特定優良賃貸住宅約3,700戸の管理・運営 ○指定管理者制度に基づく府営住宅約65,000戸の管理運営及び管理代行制度に基づく府営住宅約120,000戸の計画修繕業務の受託 ○箕面森町開発事業など大阪府の主要プロジェクトの補完 ○新婚・子育て世帯や高齢者世帯などへの支援及びまちづくりへの貢献				
対象役員	理事長(常勤)				
理事会・取締役会の開催状況	H24年度実績	4回	うち臨時に開催したもの	2回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 or 無				
(有の場合)	機関(会議)名	構成員			開催頻度
	経営会議	理事長、常務理事、総務企画部長、住宅整備部長、住宅管理部長、理事長が特に指名する者			月1回、隨時

【前回見直し時における法人の課題等】

- 経営改善と借入金の計画的縮減
 - ・借入金残高約2,000億円を平成29年度までに約1,500億円に縮減
- 自立化に向けた組織体制の構築、府派遣職員の縮減
- 特定優良賃貸住宅収支の抜本的改善
- 公社賃貸住宅の入居促進
- 府営住宅の管理代行による管理と公募型指定管理者制度のモデル実施への対応
- 再生地処分の円滑な実施
- 大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施

【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】

- (理事長)
- 知事が任命する最高経営責任者
 - ・公社執行機関を統括し、府住宅まちづくり政策の一翼を担いつつ、自立化に向けた経営戦略を司る最高責任者

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- 経営改善と借入金の計画的縮減
 - ・計画的に経営改善に取り組み、平成19年度から6期連続の黒字経営を達成
 - ・「自立化に向けた10年の取り組み」に掲げた計画数値は達成

《借入金残高(億円)》

年度	H21	H22	H23	H24
計画	1,840	1,842	1,760	1,724
実績	1,826	1,812	1,741	1,697

○自立化に向けた組織体制の構築、府派遣職員の縮減

《H21》 5部 1部内室 18課 1課内室 1事務所 5管理センター

常勤職員 305名（うち、府派遣職員78名）

《H25》 3部 12課・室 1課内室 4管理センター

常勤職員 176名（うち、府派遣職員5名）

○特定優良賃貸住宅収支の抜本的改善

- ・オーナーとの協議を進め22団地で契約の繰上解除（空家増加による将来リスクの回避）

・H21末：156団地（4,538戸） H24末：130団地（3,716戸）

○公社賃貸住宅の入居促進

- ・LDK化などの大胆な間取り変更等のハード対策や家賃キャッシュバック等のソフト対策の実施により、住宅稼働率の高い水準を維持（H24：94.2%）

○府営住宅の管理代行による管理と指定管理者制度のモデル実施への対応

- ・モデル実施の結果を踏まえ、平成24年度から府内全域において指定管理者制度を導入。

公社は指定管理者として3地区（65,000戸）の管理・運営を受託。

- ・府営住宅約12万戸の計画修繕業務は管理代行者として継続受託

○再生地処分の円滑な実施

- ・建替え等による余剰地は老人ホームや病院、学校、民間分譲マンション等の用途に活用し、地域の発展・活性化に貢献

○大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施

《H21》 枚方津田団地、羽曳ヶ丘団地（南河内・健康ふれあいの郷）事業完了

《H22》 枚方津田団地（津田ぐにみ坂、津田サイエンスヒルズ）事業完了

《調整中》 算面森町（第三区域）、都市計画道路（枚方津田線）の処分

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

■平成24年度に策定した「経営計画（平成24年度～33年度）」の着実な実現

○財務基盤の強化

- ・借入金の計画的縮減

→平成33年度末の借入金残高目標を1,400億円以下に設定

《借入金残高（億円）》

年度	H25	H29	H33
計画	1,663	1,485	1,400

- ・公社債券の格付け（A+安定的）維持及び計画的な発行

《発行実績》

→格付け取得による公社債券の発行（府の損失補償なし）

H24から計3回 215億円発行

○自立化に向けた組織体制の構築

- ・業務内容や業務量に応じた簡素で効率的な組織体制の構築

→平成33年度末 定数計画 160人

- ・組織の活力維持・活性化のための人材の育成確保

※府派遣職員が組織の中核を担ってきたことからプロパー職員の育成が急務

○特定優良賃貸住宅の収支改善

- ・満室保証を行っているため、空家発生に伴う損失が公社経営を圧迫

平成32年度末に全ての管理期間が満了するが、できる限り早期に解約

○公社賃貸住宅のストック有効活用

《耐震性の向上》

- ・耐震化の基本方針を公表（H24.4）

→耐震化率約75%（H24.3末現在）を平成32年度までに概ね92%

- ・前期計画に取り組むとともに、平成27年度までに後期計画を策定

→建替凍結25団地を含め耐震性能を満たさない住棟約5,000戸の対応

《居住水準の向上》

- ・安心居住、安定経営のため団地毎の活用計画の策定

○「大阪府住宅まちづくりマスタープラン（平成24年3月）」に基づく取り組みの推進

- ・多様な世帯のニーズに合った住まいの提供

→新婚・子育て世帯や高齢者世帯の支援など

- ・泉北ニュータウン地区の再生事業への参画

○府営住宅計画修繕の適正執行

- ・府の管理代行者として適正かつ円滑な事業推進が不可欠

※平成25年度は、約110億円の受託

○大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施

- ・箕面森町（第三区域）の事業実施に伴う調整等

【上記課題に対する対応方針等】

■経営計画の着実な実現

○財務基盤の強化

- ・約2.2万戸の大規模な公社賃貸住宅の安定的な経営

※住宅稼働率の水準（H24：94.2%）を維持

- ・公社債券の格付け（A+安定的）維持及び計画的な発行

○自立化に向けた組織体制の構築

- ・業務内容や業務量に応じ、簡素で効率的な組織体制になるよう、常に組織の見直しを進める。

- ・プロパー職員の士気を高めるとともに、経営力を有するプロパー職員を育成し、公社の自立化を促進。

○特定優良賃貸住宅の収支改善

- ・前年度に引き続き繰上解除及びオーナーとの賃料改定の交渉による収支改善

○公社賃貸住宅のストック有効活用

《耐震性の向上》

- ・前期計画の取組みの推進（H27年度末まで）

　耐震改修着手（6団地）

　応急補強着手（6団地）

- ・後期計画の策定（H27年度末まで）

　安全・安心の住まいの提供と経営的視点を踏まえ、団地の特性に応じ、

　建替えや用途廃止、耐震改修、経営継続のいずれかの取組みについて計画し、
　H30年度より実施。

《居住水準の向上》

- ・長寿命化、環境配慮等に向けた取り組みの実施

※外壁の断熱化、排水管の耐久性向上、共用部分のLED化、ソーラーパネル設置、

　モデルルーム見学者と入退居者のアンケート結果を反映したリフォーム等

○大阪府住宅まちづくりマスタープランに基づく取組みの推進

- ・民間賃貸での供給が十分でない中堅所得者層のファミリー向け住宅の供給
- ・フェアハウジング（高齢者や障がい者など入居を拒否しない住宅）の推進
- ・新婚・子育て世帯の入居促進
- ・高齢者等に配慮したバリアフリー住戸の提供
- ・泉北ニュータウンにおける公的賃貸住宅の再生計画に基づく事業の推進

○府営住宅計画修繕の適正執行

- ・府の管理代行者として、府と密接な連絡・連携体制を構築し、適正かつ円滑な事業推進を図る。

○大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施

- ・府等と十分協議しながら円滑な事業推進を図る。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すること）】

○府住宅まちづくり政策の一翼を担いつつ、自立化に向けた経営戦略を司る最高責任者

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

大阪府住宅供給公社は、平成24年4月に、経営計画（平成24～33年度）を定め、府の政策を補完する役割を担いつつ、資金調達力や経営企画力を備えた自立した経営体を目指している。

そのため、多額の借入金残高（1,697億円、うち府の損失補償900億円）の計画的な縮減が至上命題であり、返済が滞れば府の財政に甚大な影響があることから、府が主体的に関与する必要があることは、前回審査時と同様である。

また、市場公募債の発行（府の損失補償なし）において、その格付を維持するためには、安定した経営と府の住宅まちづくり政策への貢献が大きく影響している。

これらのことと踏まえ、引き続き、府政策への貢献や経営基盤の強化と自立した経営体の確立等を図るため、【上記課題に対する対応方針等】に掲げた項目を、各役員が公社職員を指導監督しながら着実に実現することが不可欠である。

理事長には、公社執行機関を統括し、府住宅まちづくり政策の一翼を担いつつ、自立化に向けた経営戦略を司る最高責任者として、府の政策に精通し府財政をよく理解している府関係者が就任することが必要である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	大阪府住宅供給公社																			
法人所管課	住宅まちづくり部居住企画課																			
設立年月日	昭和40年11月1日																			
役員数	常勤	3名	うち府派遣	1名	うち府退職者 2名															
	非常勤	4名	うち府派遣	1名	うち府退職者 1名															
職員数(常勤)	176名	うち府派遣	5名	うち府退職者	1名															
主な事業概要	○公社賃貸住宅約22,000戸及び民間借上型特定優良賃貸住宅約3,700戸の管理・運営 ○指定管理者制度に基づく府営住宅約65,000戸の管理運営及び管理代行制度に基づく府営住宅約120,000戸の計画修繕業務の受託 ○箕面森町開発事業など大阪府の主要プロジェクトの補完 ○新婚・子育て世帯や高齢者世帯などへの支援及びまちづくりへの貢献																			
対象役員	常務理事(常勤・事務)																			
理事会・取締役会の開催状況	H24年度実績	4回	うち臨時に開催したもの	2回																
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	(有) or 無																			
(有の場合)	機関(会議)名	構成員			開催頻度															
	経営会議	理事長、常務理事、総務企画部長、住宅整備部長、住宅管理部長、理事長が特に指名する者			月1回、隨時															
【前回見直し時における法人の課題等】 <input type="checkbox"/> 経営改善と借入金の計画的縮減 <ul style="list-style-type: none"> ・借入金残高約2,000億円を平成29年度までに約1,500億円に縮減 <input type="checkbox"/> 自立化に向けた組織体制の構築、府派遣職員の縮減 <input type="checkbox"/> 特定優良賃貸住宅収支の抜本的改善 <input type="checkbox"/> 公社賃貸住宅の入居促進 <input type="checkbox"/> 府営住宅の管理代行による管理と公募型指定管理者制度のモデル実施への対応 <input type="checkbox"/> 再生地処分の円滑な実施 <input type="checkbox"/> 大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施																				
【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】 <input type="checkbox"/> 経営改善と借入金の計画的縮減 <input type="checkbox"/> 自立化に向けた組織体制の構築、府派遣職員の縮減 <input type="checkbox"/> 特定優良賃貸住宅収支の抜本的改善 <input type="checkbox"/> 公社賃貸住宅の入居促進 <input type="checkbox"/> 府営住宅の管理代行による管理と指定管理者制度のモデル実施への対応 <input type="checkbox"/> 内部統制総括責任者																				
【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】 <input type="checkbox"/> 経営改善と借入金の計画的縮減 <ul style="list-style-type: none"> ・計画的に経営改善に取り組み、平成19年度から6期連続の黒字経営を達成 ・「自立化に向けた10年の取り組み」に掲げた計画数値は達成 <p style="margin-top: 10px;">《借入金残高(億円)》</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>年度</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> </tr> <tr> <td>計画</td> <td>1,840</td> <td>1,842</td> <td>1,760</td> <td>1,724</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>1,826</td> <td>1,812</td> <td>1,741</td> <td>1,697</td> </tr> </table>						年度	H21	H22	H23	H24	計画	1,840	1,842	1,760	1,724	実績	1,826	1,812	1,741	1,697
年度	H21	H22	H23	H24																
計画	1,840	1,842	1,760	1,724																
実績	1,826	1,812	1,741	1,697																

○自立化に向けた組織体制の構築、府派遣職員の縮減

《H21》 5部 1部内室 18課 1課内室 1事務所 5管理センター

常勤職員 305名（うち、府派遣職員78名）

《H25》 3部 12課・室 1課内室 4管理センター

常勤職員 176名（うち、府派遣職員5名）

○特定優良賃貸住宅収支の抜本的改善

- ・オーナーとの協議を進め22団地で契約の繰上解除（空家増加による将来リスクの回避）

・H21末：156団地（4,538戸） H24末：130団地（3,716戸）

○公社賃貸住宅の入居促進

- ・LDK化などの大胆な間取り変更等のハード対策や家賃キャッシュバック等のソフト対策の実施により、住宅稼働率の高い水準を維持（H24：94.2%）

○府営住宅の管理代行による管理と指定管理者制度のモデル実施への対応

- ・モデル実施の結果を踏まえ、平成24年度から府内全域において指定管理者制度を導入。

公社は指定管理者として3地区（65,000戸）の管理・運営を受託。

- ・府営住宅約12万戸の計画修繕業務は管理代行者として継続受託

○再生地処分の円滑な実施

- ・建替え等による余剰地は老人ホームや病院、学校、民間分譲マンション等の用途に活用し、地域の発展・活性化に貢献

○大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施

《H21》 枚方津田団地、羽曳ヶ丘団地（南河内・健康ふれあいの郷）事業完了

《H22》 枚方津田団地（津田ぐにみ坂、津田サイエンスヒルズ）事業完了

《調整中》 算面森町（第三区域）、都市計画道路（枚方津田線）の処分

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

■平成24年度に策定した「経営計画（平成24年度～33年度）」の着実な実現

○財務基盤の強化

- ・借入金の計画的縮減

→平成33年度末の借入金残高目標を1,400億円以下に設定

《借入金残高（億円）》

年度	H25	H29	H33
計画	1,663	1,485	1,400

- ・公社債券の格付け（A+安定的）維持及び計画的な発行

《発行実績》

→格付け取得による公社債券の発行（府の損失補償なし）

H24から計3回 215億円発行

○自立化に向けた組織体制の構築

- ・業務内容や業務量に応じた簡素で効率的な組織体制の構築

→平成33年度末 定数計画 160人

- ・組織の活力維持・活性化のための人材の育成確保

※府派遣職員が組織の中核を担ってきたことからプロパー職員の育成が急務

○特定優良賃貸住宅の収支改善

- ・満室保証を行っているため、空家発生に伴う損失が公社経営を圧迫

平成32年度末に全ての管理期間が満了するが、できる限り早期に解約

○公社賃貸住宅のストック有効活用

《耐震性の向上》

- ・耐震化の基本方針を公表（H24.4）

→耐震化率約75%（H24.3末現在）を平成32年度までに概ね92%

- ・前期計画に取り組むとともに、平成27年度までに後期計画を策定

→建替凍結25団地を含め耐震性能を満たさない住棟約5,000戸の対応

《居住水準の向上》

- ・安心居住、安定経営のため団地毎の活用計画の策定

○「大阪府住宅まちづくりマスタープラン（平成24年3月）」に基づく取り組みの推進

- ・多様な世帯のニーズに合った住まいの提供

→新婚・子育て世帯や高齢者世帯の支援など

- ・泉北ニュータウン地区の再生事業への参画

○府営住宅計画修繕の適正執行

- ・府の管理代行者として適正かつ円滑な事業推進が不可欠

※平成25年度は、約110億円の受託

○大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施

- ・箕面森町（第三区域）の事業実施に伴う調整等

【上記課題に対する対応方針等】

■経営計画の着実な実現

○財務基盤の強化

- ・約2.2万戸の大規模な公社賃貸住宅の安定的な経営

※住宅稼働率の水準（H24：94.2%）を維持

- ・公社債券の格付け（A+安定的）維持及び計画的な発行

○自立化に向けた組織体制の構築

- ・業務内容や業務量に応じ、簡素で効率的な組織体制になるよう、常に組織の見直しを進める。

- ・プロパー職員の士気を高めるとともに、経営力を有するプロパー職員を育成し、公社の自立化を促進。

○特定優良賃貸住宅の収支改善

- ・前年度に引き続き繰上解除及びオーナーとの賃料改定の交渉による収支改善

○公社賃貸住宅のストック有効活用

《耐震性の向上》

- ・前期計画の取組みの推進（H27年度末まで）

　耐震改修着手（6団地）

　応急補強着手（6団地）

- ・後期計画の策定（H27年度末まで）

　安全・安心の住まいの提供と経営的視点を踏まえ、団地の特性に応じ、

　建替えや用途廃止、耐震改修、経営継続のいずれかの取組みについて計画し、

　H30年度より実施。

《居住水準の向上》

- ・長寿命化、環境配慮等に向けた取り組みの実施

※外壁の断熱化、排水管の耐久性向上、共用部分のLED化、ソーラーパネル設置、

　モデルルーム見学者と入退居者のアンケート結果を反映したリフォーム等

- 「大阪府住宅まちづくりマスターplan」に基づく取組みの推進
 - ・民間賃貸での供給が十分でない中堅所得者層のファミリー向け住宅の供給
 - ・フェアハウジング（高齢者や障がい者など入居を拒否しない住宅）の推進
 - ・新婚・子育て世帯の入居促進
 - ・高齢者等に配慮したバリアフリー住戸の提供
 - ・泉北ニュータウンにおける公的賃貸住宅の再生計画に基づく事業の推進
- 府営住宅計画修繕の適正執行
 - ・府の管理代行者として、府と密接な連絡・連携体制を構築し、適正かつ円滑な事業推進を図る。
- 大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施
 - ・府等と十分協議しながら円滑な事業推進を図る。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すること）】

- 財務基盤の強化
- 特定優良賃貸住宅の収支改善
- 「大阪府住宅まちづくりマスターplan」に基づく取り組みの推進
- 自立化に向けた組織体制の構築
- 内部統制総括管理者

* 本理事は、府が公社へ期待する「経営改善」と「住宅まちづくり政策の補完」を実現させる最も重要な職務を担っており、それはまた、公社事業運営の根幹をなすものであり、その職責は非常に重い。
平成29年度末の借入金残高目標である1500億円の達成は、金融機関も投資家も注目をしているところであり、今後、ますます経営手腕が問われることになり、これまで以上に本理事の職責は重くなると考えている。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

大阪府住宅供給公社は、平成24年4月に、経営計画（平成24～33年度）を定め、府の政策を補完する役割を担いつつ、資金調達力や経営企画力を備えた自立した経営体を目指している。

そのため、多額の借入金残高（1,697億円、うち府の損失補償900億円）の計画的な縮減が至上命題であり、返済が滞れば府の財政に甚大な影響があることから、府が主体的に関与する必要があることは、前回審査時と同様である。

また、市場公募債の発行（府の損失補償なし）において、その格付を維持するためには、安定した経営と府の住宅まちづくり政策への貢献が大きく影響している。

これらのことと踏まえ、引き続き、府政策への貢献や経営基盤の強化と自立した経営体の確立等を図るため、【上記課題に対する対応方針等】に掲げた項目を、各役員が公社職員を指導監督しながら着実に実現することが不可欠である。

常務理事（事務）は、特に、賃貸住宅の安定的な経営、市場公募債の発行やその格付の維持など財務基盤の強化や自立化に向けた組織体制の構築及び人件費の削減などを担当しており、府が主体的に関与する必要がある職務であり、府の住宅政策に精通し府財政をよく理解している府関係者が就任することが必要である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	大阪府住宅供給公社				
法人所管課	住宅まちづくり部居住企画課				
設立年月日	昭和40年11月1日				
役員数	常勤	3名	うち府派遣	1名	うち府退職者 2名
	非常勤	4名	うち府派遣	1名	うち府退職者 1名
職員数(常勤)	176名	うち府派遣	5名	うち府退職者	1名
主な事業概要	○公社賃貸住宅約22,000戸及び民間借上型特定優良賃貸住宅約3,700戸の管理・運営 ○指定管理者制度に基づく府営住宅約65,000戸の管理運営及び管理代行制度に基づく府営住宅約120,000戸の計画修繕業務の受託 ○箕面森町開発事業など大阪府の主要プロジェクトの補完 ○新婚・子育て世帯や高齢者世帯などへの支援及びまちづくりへの貢献				
対象役員	常務理事(常勤・技術)				
理事会・取締役会の開催状況	H24年度実績	4回	うち臨時に開催したもの	2回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 or 無				
(有の場合)	機関(会議)名	構成員			開催頻度
	経営会議	理事長、常務理事、総務企画部長、住宅整備部長、住宅管理部長、理事長が特に指名する者			月1回、隨時

【前回見直し時における法人の課題等】

- 経営改善と借入金の計画的縮減
 - ・借入金残高約2,000億円を平成29年度までに約1,500億円に縮減
- 自立化に向けた組織体制の構築、府派遣職員の縮減
- 特定優良賃貸住宅収支の抜本的改善
- 公社賃貸住宅の入居促進
- 府営住宅の管理代行による管理と公募型指定管理者制度のモデル実施への対応
- 再生地処分の円滑な実施
- 大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施

【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】

- 府営住宅の管理代行による管理と指定管理者制度のモデル実施への対応
- 再生地処分の円滑な実施
- 大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施
- 建設工事等審査会の統括者

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- 経営改善と借入金の計画的縮減
 - ・計画的に経営改善に取り組み、平成19年度から6期連続の黒字経営を達成
 - ・「自立化に向けた10年の取り組み」に掲げた計画数値は達成

《借入金残高(億円)》

年度	H21	H22	H23	H24
計画	1,840	1,842	1,760	1,724
実績	1,826	1,812	1,741	1,697

○自立化に向けた組織体制の構築、府派遣職員の縮減

《H21》 5部 1部内室 18課 1課内室 1事務所 5管理センター

常勤職員 305名（うち、府派遣職員78名）

《H25》 3部 12課・室 1課内室 4管理センター

常勤職員 176名（うち、府派遣職員5名）

○特定優良賃貸住宅収支の抜本的改善

- ・オーナーとの協議を進め22団地で契約の繰上解除（空家増加による将来リスクの回避）

・H21末：156団地（4,538戸） H24末：130団地（3,716戸）

○公社賃貸住宅の入居促進

- ・LDK化などの大胆な間取り変更等のハード対策や家賃キャッシュバック等のソフト対策の実施により、住宅稼働率の高い水準を維持（H24：94.2%）

○府営住宅の管理代行による管理と指定管理者制度のモデル実施への対応

- ・モデル実施の結果を踏まえ、平成24年度から府内全域において指定管理者制度を導入。

公社は指定管理者として3地区（65,000戸）の管理・運営を受託。

- ・府営住宅約12万戸の計画修繕業務は管理代行者として継続受託

○再生地処分の円滑な実施

- ・建替え等による余剰地は老人ホームや病院、学校、民間分譲マンション等の用途に活用し、地域の発展・活性化に貢献

○大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施

《H21》 枚方津田団地、羽曳ヶ丘団地（南河内・健康ふれあいの郷）事業完了

《H22》 枚方津田団地（津田ぐにみ坂、津田サイエンスヒルズ）事業完了

《調整中》 算面森町（第三区域）、都市計画道路（枚方津田線）の処分

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

■平成24年度に策定した「経営計画（平成24年度～33年度）」の着実な実現

○財務基盤の強化

- ・借入金の計画的縮減

→平成33年度末の借入金残高目標を1,400億円以下に設定

《借入金残高（億円）》

年度	H25	H29	H33
計画	1,663	1,485	1,400

- ・公社債券の格付け（A+安定的）維持及び計画的な発行

《発行実績》

→格付け取得による公社債券の発行（府の損失補償なし）

H24から計3回 215億円発行

○自立化に向けた組織体制の構築

- ・業務内容や業務量に応じた簡素で効率的な組織体制の構築

→平成33年度末 定数計画 160人

- ・組織の活力維持・活性化のための人材の育成確保

※府派遣職員が組織の中核を担ってきたことからプロパー職員の育成が急務

○特定優良賃貸住宅の収支改善

- ・満室保証を行っているため、空家発生に伴う損失が公社経営を圧迫

平成32年度末に全ての管理期間が満了するが、できる限り早期に解約

○公社賃貸住宅のストック有効活用

《耐震性の向上》

- ・耐震化の基本方針を公表（H24.4）

→耐震化率約75%（H24.3末現在）を平成32年度までに概ね92%

- ・前期計画に取り組むとともに、平成27年度までに後期計画を策定

→建替凍結25団地を含め耐震性能を満たさない住棟約5,000戸の対応

《居住水準の向上》

- ・安心居住、安定経営のため団地毎の活用計画の策定

○「大阪府住宅まちづくりマスタープラン（平成24年3月）」に基づく取り組みの推進

- ・多様な世帯のニーズに合った住まいの提供

→新婚・子育て世帯や高齢者世帯の支援など

- ・泉北ニュータウン地区の再生事業への参画

○府営住宅計画修繕の適正執行

- ・府の管理代行者として適正かつ円滑な事業推進が不可欠

※平成25年度は、約110億円の受託

○大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施

- ・箕面森町（第三区域）の事業実施に伴う調整等

【上記課題に対する対応方針等】

■経営計画の着実な実現

○財務基盤の強化

- ・約2.2万戸の大規模な公社賃貸住宅の安定的な経営

※住宅稼働率の水準（H24：94.2%）を維持

- ・公社債券の格付け（A+安定的）維持及び計画的な発行

○自立化に向けた組織体制の構築

- ・業務内容や業務量に応じ、簡素で効率的な組織体制になるよう、常に組織の見直しを進める。

- ・プロパー職員の士気を高めるとともに、経営力を有するプロパー職員を育成し、公社の自立化を促進。

○特定優良賃貸住宅の収支改善

- ・前年度に引き続き繰上解除及びオーナーとの賃料改定の交渉による収支改善

○公社賃貸住宅のストック有効活用

《耐震性の向上》

- ・前期計画の取組みの推進（H27年度末まで）

　耐震改修着手（6団地）

　応急補強着手（6団地）

- ・後期計画の策定（H27年度末まで）

安全・安心の住まいの提供と経営的視点を踏まえ、団地の特性に応じ、

建替えや用途廃止、耐震改修、経営継続のいずれかの取組みについて計画し、

H30年度より実施。

《居住水準の向上》

- ・長寿命化、環境配慮等に向けた取り組みの実施

※外壁の断熱化、排水管の耐久性向上、共用部分のLED化、ソーラーパネル設置、

モデルルーム見学者と入退居者のアンケート結果を反映したリフォーム等

- 「大阪府住宅まちづくりマスターplan」に基づく取組みの推進
 - ・民間賃貸での供給が十分でない中堅所得者層のファミリー向け住宅の供給
 - ・フェアハウジング（高齢者や障がい者など入居を拒否しない住宅）の推進
 - ・新婚・子育て世帯の入居促進
 - ・高齢者等に配慮したバリアフリー住戸の提供
 - ・泉北ニュータウンにおける公的賃貸住宅の再生計画に基づく事業の推進

- 府営住宅計画修繕の適正執行
 - ・府の管理代行者として、府と密接な連絡・連携体制を構築し、適正かつ円滑な事業推進を図る。

- 大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施
 - ・府等と十分協議しながら円滑な事業推進を図る。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すること）】

- 「大阪府住宅まちづくりマスターplan」に基づく取り組みの推進
- 公社賃貸住宅のストック有効活用
- 府営住宅計画修繕の適正執行
- 大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施
- 建設工事等審査会の統括者

* 本理事は、府が公社へ期待する「経営改善」と「住宅まちづくり政策の補完」を実現させる最も重要な職務を担っており、それはまた、公社事業運営の根幹をなすものであり、その職責は非常に重い。
平成29年度末の借入金残高目標である1500億円の達成は、金融機関も投資家も注目をしているところであり、今後、ますます経営手腕が問われることになり、これまで以上に本理事の職責は重くなると考えている。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

大阪府住宅供給公社は、平成24年4月に、経営計画（平成24～33年度）を定め、府の政策を補完する役割を担いつつ、資金調達力や経営企画力を備えた自立した経営体を目指している。

そのため、多額の借入金残高（1,697億円、うち府の損失補償900億円）の計画的な縮減が至上命題であり、返済が滞れば府の財政に甚大な影響があることから、府が主体的に関与する必要があることは、前回審査時と同様である。

また、市場公募債の発行（府の損失補償なし）において、その格付を維持するためには、安定した経営と府の住宅まちづくり政策への貢献が大きく影響している。

これらのことと踏まえ、引き続き、府政策への貢献や経営基盤の強化と自立した経営体の確立等を図るため、【上記課題に対する対応方針等】に掲げた項目を、各役員が公社職員を指導監督しながら着実に実現することが不可欠である。

常務理事（技術）は、特に、賃貸住宅のストックを有効に活用するため、現行の耐震基準に満たない建物について、経営的視点を踏まえた、建替え、耐震改修、用途廃止及び再生処分地の創出などの計画策定・実施、実施の際の市町村まちづくりへの貢献（協議）などを担当している。

耐震化の計画策定や採算性を重視した建物の修繕は今後の経営基盤（借入金の縮減）に大きな影響を与えるものであり、府が主体的に関与する必要がある職務である。そのため、府の住宅政策に精通し専門的な知識を持った府関係者が就任することが必要である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	(一財) 大阪府タウン管理財団					
法人所管課	住宅まちづくり部タウン推進局管理課					
設立年月日	平成3年7月1日					
役員数	常勤	3名	うち府派遣	1名	うち府退職者	2名
			その他			名
非常勤	5名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名	
職員数(常勤)	59名	うち府派遣	20名	うち府退職者	9名	
主な事業概要	<input type="checkbox"/> 地区センタービル、近隣センター等の専門店、事務所、公共公益施設等の管理運営 <input type="checkbox"/> 駐車場の管理運営 <input type="checkbox"/> 北摂霊園の墓域の整備、墓所の貸付及び施設の管理運営 <input type="checkbox"/> 土地信託事業 <input type="checkbox"/> りんくうタウンのにぎわいづくり事業、千里・泉北ニュータウンの活性化支援事業					
対象役員	理事長(常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	H24年度実績	7回	うち臨時的に開催したもの	5回		
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	有 or 無					
(有の場合)	機関(会議)名	構成員		開催頻度		
	常務会	理事長、常務理事(2名)、事務局長		2か月に1回程度		
	役員会	理事長、常務理事、事務局長、総務部長、管理部長、事業部長等		月1回程度		

【前回見直し時における法人の課題等】

- (公財)都市整備推進センターとの統合に向け、複数の資産処分を推進していく必要があるが、府と一体となってまちづくりに関与してきた経緯も踏まえ、地元市等関係者の信頼関係のもと、事業収束を図る必要がある。
- 統合時には、府への財産活用を予定している。

【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】

- 財団全体の経営的見地から、各事業本部の地域性だけではなく、管理運営や資産処分の方向性を総合的に判断するとともに、関係市長、関係団体役員等との協議調整を担う。

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- 統合に向け、保有資産の処分を進めている。
千里では、佐竹台テニスコート跡地や南千里リザーブゾーンなど、泉北では、光明池第1駐車場など、府と連携し、地元市等と調整しながら資産処分を進めてきたが、まだまだ処分すべき物件が残されている。
- 近隣センターの引継ぎについては、千里地区では、新千里東町のオープンスペースを豊中市に引き継いだほか、吹田市とは基本協定を締結したが、まだ千里地区で10箇所の引継ぎが残されている。
泉北地区では、基本協定に基づき、2近隣センターの譲渡契約を締結したが、当該2近隣センターを含め、未だ12近隣センターとも引継ぎには至っていない状況。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 当法人は、大阪府企業局による大規模開発（千里・泉北NTやりんくうタウンなど臨海部の開発）において、まちづくりを促進するため、企業局が策定したまちづくり計画に基づき公共公益施設や利便施設の整備・運営を行うとともに、住民へのサービス機能やにぎわいづくりといったソフト面の事業を担うなど、企業局と車の両輪となってまちづくりを進めてきた（財）大阪府千里センター、（財）大阪府泉北センター、（財）大阪府臨海・りんくうセンターが統合して設立された法人。
- 千里・泉北ニュータウンは、まちびらきから40～50年を経過し、まちは熟成、再整備（リニューアル）が必要な時期になっている。こうした中で、開発初期に整備した駐車場や商業施設等の公共公益施設や利便施設についても、地元における再整備の動きやこれまでの開発経過を踏まえつつ、順次、資産処分を行っているところ。また、住区ごとに設けられた近隣センターについても、身近なまちづくりを担う地元市へ引き継ぐこととしている。
- りんくうタウンについては、バブル経済の崩壊とその後の長引く経済低迷により、まちづくりが停滞してきた状況であるが、公共公益施設の管理運営やまちの魅力を高めるためのにぎわいづくり事業を推進し、府と一緒に、まちの早期の熟成に取り組んでいる。
- なお、堺・泉北臨海工業地帯の資産については、既にほぼ処分が終了している。
- 現在、大阪府財政再建プログラム(H20.6)の方針に基づき、泉北NT泉ヶ丘をはじめ、資産処分を進めながら、早期に都市整備推進センターと統合することとなっている。
この間、新公益法人制度が導入され、統合先の大坂府都市整備推進センターが公益財団法人に移行したため、統合するには公益目的事業費率50%以上を確保することが条件となったため、従前の計画（H19中期経営計画）に加えて、さらに多くの収益事業資産の処分が必要となり、H24.6に新中期経営計画を策定し、統合に向けた資産処分の道筋を示して、着実に取り組んでいる。
- しかしながら、
 - 財団の保有資産は、地区センターなどまちづくりの重要な拠点に立地する商業施設や駐車場が多く、ニュータウンのまちづくりにおけるこれまでの財団が担ってきた役割の経過も踏まえ、住民の理解を得るとともに、地元市のまちづくりにも配慮した方法により処分を推進していく必要があり、資産処分について時間を要している状況。
 - 近隣センターの引継ぎについては、地元市と引き継ぐ方針は合意しているが、個々のセンターの具体的な引継ぎにあたって、地元市や近隣センターの商店主・地主、駐車場管理組合等関係者との課題の協議・調整に時間と労力を要しており、現時点では1か所の引継ぎが実現した状況。
また、ニュータウン活性化の動きにも配慮しながら対応していく必要がある。
- このように、旧企業局の開発地域におけるまちづくりの責任の一端を担いつつ、統合に向けて資産処分等を進めることにより、財団のダウンサイ징を進め、さらに、北摂霊園事業やりんくうタウンのにぎわいづくり事業、近隣センター事業（引継ぎまでの間）といった、財団に求められる公益的な事業を円滑に実施し、財団統合のミッションを確実に進めていかなければならない。
- なお、一般財団法人への移行を契機に、府に150億円を特定寄附することとしており、今年度80億円の寄附を予定しているが、残る70億円も早期に寄附の道筋をつける必要がある。
(今後、公益目的事業計画を踏まえ更なる寄附についても検討していく必要がある。)
- また、財団の設立経過、役割から、今後とも、府の施策と密接に連携していく必要がある。

【上記課題に対する対応方針等】

- 財団の資産処分にあたっては、公と民との役割分担を踏まえ進めていくが、これまでの開発経過並びに、府や地元市のまちづくりの取り組みを踏まえつつ、関係者の理解を得ながら、まちの活性化に繋がる資産処分を推進していく。
- 近隣センターの引継ぎについては、地元市と協力して課題を解決し、近隣センターの活性化に資する引継ぎに向けて、粘り強く協議・調整していく。
- 公益的事業については、コスト意識を持ちつつ、公平性・公共性に十分配慮し、府民満足度の向上に繋がる事業執行に努める。とりわけ、りんくうタウンのにぎわいづくり・活性化については、まちの早期熟成をめざし、府や地元市の施策・取り組み状況を踏まえつつ、府と一緒に取り組んでいく。
- 大阪府への特定寄附に関しては、泉ヶ丘の資産処分等を円滑に進め、早期に残額の寄附を実施する。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 財団全体の事業のマネジメント
 - 旧企業局の開発地域におけるまちづくりの責任の一端を担いつつ、統合に向けて資産処分等、財団のダウンサイ징を進め、さらに、北摂霊園事業やりんくうタウンにおけるにぎわいづくり事業等、財団に求められる公益的な事業を円滑に実施し、財団統合のミッションを進めていく。そのために、開発経過を踏まえた府の施策・取り組みとの連携が必要。
 - りんくうタウンの早期熟成に向けた府と連携した取り組み。
 - 各事業本部の地域性だけではなく、管理運営や資産処分の方向性を総合的に判断するとともに、府や関係市長、関係団体役員等との協議調整を担う。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 当法人は、府企業局の開発に関して、車の両輪として事業を推進してきた経緯があり、資産処分を進めつつまちづくりに貢献しながら府が関与する法人との統合や公益法人支出計画における府への寄附実施等、府の方針を強く反映した法人経営を行う必要がある。
- こうした背景の下、保有資産の早期処分にあたっても、単なる不動産売却ではなく、まちづくりに資する資産処分を行うことが必要。
そのためには、府のこれまでの開発経過や施策、地元市のまちづくり構想にも十分配慮して、きめ細かな調整を行った上で早期処分を進めていく必要があり、府や市の立場も熟知した行政経験者が適任。
- 近隣センターの引継ぎについては、引継後の将来負担や住民からの様々な要望等も念頭に慎重な姿勢となっている地元市に対して、市町村行政を熟知した行政経験者が粘り強く交渉に当たる必要がある。
- りんくうタウンのにぎわいづくり事業については、まちの早期熟成に向け、府と一体となってまちの魅力アップに取り組む必要があり、府の開発構想に精通し、府や地元市町と連携・調整にあたって、地元行政や実状を熟知した者が適任。
- 公益事業の実施に当たっては、効率至上主義ではなく、公平性・平等性に十分配慮した行政感覚を持った対応が必要。
- 当法人は、府としてなお関与が必要な重要な出資法人であり、法人経営の最高責任者には、まちづくりの責任を果たしつつ、財団のダウンサイ징を進め円滑に法人統合を進めるためにも、府関係者が就任することが必要。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	(一財) 大阪府タウン管理財団					
法人所管課	住宅まちづくり部タウン推進局管理課					
設立年月日	平成3年7月1日					
役員数	常勤	3名	うち府派遣	1名	うち府退職者	2名
			その他			名
非常勤	5名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名	
職員数(常勤)	59名	うち府派遣	20名	うち府退職者	9名	
主な事業概要	○地区センタービル、近隣センター等の専門店、事務所、公共公益施設等の管理運営 ○駐車場の管理運営 ○北摂霊園の墓域の整備、墓所の貸付及び施設の管理運営 ○土地信託事業 ○りんくうタウンのにぎわいづくり事業、千里・泉北ニュータウンの活性化支援事業					
対象役員	常務理事(千里事業本部長)(常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	H24年度実績	7回	うち臨時的に開催したもの	5回		
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	有 or 無					
(有の場合)	機関(会議)名	構成員		開催頻度		
	常務会	理事長、常務理事(2名)、事務局長		2か月に1回程度		
	役員会	理事長、常務理事、事務局長、総務部長、管理部長、事業部長等		月1回程度		
【前回見直し時における法人の課題等】 ○ (公財)都市整備推進センターとの統合に向け、複数の資産処分を推進していく必要があるが、府と一体となってまちづくりに関与してきた経緯も踏まえ、地元市等関係者の信頼関係のもと、事業収束を図る必要がある。 ○ 統合時には、府への財産活用を予定している。						
【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】 ○ <u>千里所管資産の早期処分に向けた関係者協議・調整</u> • <u>近隣センター(豊中市域4箇所、吹田市域7箇所)の引継ぎ</u> • <u>H23までに処分予定の資産</u> (佐竹台テニスコート、新千里東町要員住宅、千里南第13駐車場等) ○ <u>南千里再開発事業に伴う関係者調整</u>						
【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】 ○ 統合に向け、保有資産の処分を進めている。 千里では、佐竹台テニスコート跡地や南千里リザーブゾーンなど資産処分を進めてきたが、まだまだ処分すべき物件が残されている。 (北千里地区商業用地、桃山台駅前専門店・要員住宅、千里南第13駐車場跡地、桃山台第14駐車場等) ○ 近隣センターの引継ぎについては、千里地区では、新千里東町のオープンスペースを豊中市に引き継いだほか、吹田市とは基本協定を締結したが、まだ千里地区で10箇所の引継ぎが残されている。						

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 公益法人改革への対応として、都市整備推進センターが公益財団法人に移行し、当法人は一般財団法人に移行したが、統合後靈園事業を継続するためには、公益財団法人となる必要があり、公益目的事業費率50%以上が必須条件となっている。一方で、従前の見込みと異なり、靈園事業を除きほとんどの事業が収益事業に該当するため、非常に多くの収益事業資産を処分することが必要。
- 財団の保有資産は、地区センターなどまちづくりの重要な拠点に立地する商業施設や駐車場が多く、ニュータウンのまちづくりにおいてこれまで府と財団が担ってきた経過も踏まえ、府民の理解と地元市の意向に配慮した最適な方法により処分を推進していく必要がある。
- 近隣センター引継ぎについては、地元市は基本的には引継ぎに同意しているが、具体的な引継ぎに当たっては、引継ぎ予定の土地に店舗のエアコン室外機や軒先のテント等が越境している問題や、市に移管されると駐車場管理組合が支払う駐車場貸付け料が上がるという問題などもあり、引継ぎに関する協議・調整には多大な時間と労力を要する。また、建替計画など再整備の方向性により引継ぎの進捗に影響が出ることから地元地権者や市と協議を進める必要がある。
- 一般法人化されたが、靈園事業や近隣センター事業（引継ぎまでの間）、にぎわいづくり事業といった公益事業を円滑に実施する責務を負っている。
- 一般財団法人への移行を契機に、府に150億円寄附することとしており、今年度80億円の寄附を予定しているが、残る70億円を速やかに寄附する必要がある。

【上記課題に対する対応方針等】

- 財団の資産処分に当たっては、公と民との役割分担、府と市町村との役割分担を踏まえ、まちの活性化に繋がる資産処分を府民並びに地元市の理解を得ながら推進していく。
- 近隣センターの引継ぎについては、地元市の立場にも理解を示しつつ、お互いに協力して課題を解決し、近隣センターの活性化に繋がる引継ぎに向けて、粘り強く協議・調整していく。
- 引き続き実施する公益事業については、コスト意識を持つつ、公平性・公共性に十分配慮し、府民満足度の向上に繋がる事業執行に努める。
- 大阪府への特定寄附に関しては、泉ヶ丘の資産処分等を円滑に進め、早期に残額の寄附を実施する。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 千里所管資産の早期処分に向けた関係者協議・調整
 - ・近隣センター（豊中市域3箇所、吹田市域7箇所）の引継ぎ
 - ・H28までに処分予定の資産（北千里地区商業用地、桃山台駅前専門店・要員住宅、千里南第13駐車場跡地、桃山台第14駐車場等）
- 南千里再開発事業に伴う関係者調整
- 北摂靈園事業、千里地区にぎわいづくり事業

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 保有資産を早期に処分し、統合を行うことは重要な方針だが、単なる不動産売却ではなく、まちづくりに資する資産処分を行うことが必要。
そのためには、地元市のニュータウン再整備構想にも十分配慮して、きめ細かな調整を行った上で、早期処分を進めていく必要があり、市の立場も熟知した行政経験者が適任。
特に、北千里地区センター、南千里駅前駐車場用地、桃山台駅前2用地などの地区の再整備に大きな影響を与える用地は、地元市や関係機関（府営住宅、UR等）との調整が必要となる。
- 近隣センターの引継ぎについては、引継後の将来負担や住民からの様々な要望等も念頭に慎重な姿勢となっている地元市に対して、市町村行政を熟知した行政経験者が粘り強く交渉に当たる必要がある。
- 公益事業の実施に当たっては、効率至上主義ではなく、公平性・平等性に十分配慮した行政感覚を持った対応が必要。
- 3法人が統合した団体であり、事業対象地区が、りんくう・臨海地区、千里地区、泉北地区に分かれており、それぞれ地域性が異なる中で、地元調整を行いながら、上記を踏まえ事業を円滑かつ迅速に進めるためには、理事長の他に、各事業本部に現場の判断で意思決定を行うことができる常勤役員が必要。
- また、法人統合が可能となるレベルまで公益目的事業比率を上げるために、資産処分をいかに進めるかが鍵となることから、常務理事の役割は重要である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	(一財) 大阪府タウン管理財団					
法人所管課	住宅まちづくり部タウン推進局管理課					
設立年月日	平成3年7月1日					
役員数	常勤	3名	うち府派遣	1名	うち府退職者	2名
			その他			名
非常勤	5名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名	
職員数(常勤)	59名	うち府派遣	20名	うち府退職者	9名	
主な事業概要	○地区センタービル、近隣センター等の専門店、事務所、公共公益施設等の管理運営 ○駐車場の管理運営 ○北摂霊園の墓域の整備、墓所の貸付及び施設の管理運営 ○土地信託事業 ○りんくうタウンのにぎわいづくり事業、千里・泉北ニュータウンの活性化支援事業					
対象役員	常務理事(泉北事業本部長)(常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	H24年度実績	7回	うち臨時的に開催したもの	5回		
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	有 or 無					
(有の場合)	機関(会議)名	構成員		開催頻度		
	常務会	理事長、常務理事(2名)、事務局長		2か月に1回程度		
	役員会	理事長、常務理事、事務局長、総務部長、管理部長、事業部長等		月1回程度		
【前回見直し時における法人の課題等】 ○ (公財)都市整備推進センターとの統合に向け、複数の資産処分を推進していく必要があるが、府と一体となってまちづくりに関与してきた経緯も踏まえ、地元市等関係者の信頼関係のもと、事業収束を図る必要がある。 ○ 統合時には、府への財産活用を予定している。						
【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】 ○ 泉北所管資産の早期処分に向けた関係者協議・調整 • 近隣センター(堺市域12箇所)の引継ぎ • H23年度までに処分予定の資産(主要な資産である泉ヶ丘地区センター、光明池第1駐車場等)に係る関係者との協議調整						
【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】 ○ 統合に向け、保有資産の処分を進めている。 泉北では、光明池第1駐車場や若松台駐車場など、地元市等と調整しながら資産処分を進めてきたが、主要資産である泉ヶ丘地区センターの商業施設、駐車場の処分が残されている。 泉ヶ丘地区センターの資産処分については、駅北エリアと駅南エリアに分けて公募を行うこととしており、駅北エリアは年度内に処分、駅南エリアについては、年度内の譲渡先決定を目指している。 ○ 近隣センターの引継ぎについては、泉北地区では、基本協定に基づき、2近隣センターの譲渡契約を締結したが、当該2近隣センターを含め、未だ12近隣センターとも引継ぎには至っていない状況。						

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 公益法人改革への対応として、都市整備推進センターが公益財団法人に移行し、当法人は一般財団法人に移行したが、統合後靈園事業を継続するためには、公益財団法人となる必要があり、公益目的事業費率50%以上が必須条件となっている。一方で、従前の見込みと異なり、靈園事業を除きほとんどの事業が収益事業に該当するため、非常に多くの収益事業資産を処分することが必要。
- 財団の保有資産は、地区センターなどまちづくりの重要な拠点に立地する商業施設や駐車場が多く、ニュータウンのまちづくりにおいてこれまで府と財団が担ってきた経過も踏まえ、府民の理解と地元市の意向に配慮した最適な方法により処分を推進していく必要がある。
- 近隣センター引継ぎについては、地元市は基本的には引継ぎに同意しているが、具体的な引継ぎに当たっては、引継ぎ予定の土地に店舗のエアコン室外機や軒先のテント等が越境している問題や、市に移管されると駐車場管理組合が支払う駐車場貸付け料が上がるという問題などもあり、引継ぎに関する協議・調整には多大な時間と労力を要する。また、建替計画など再整備の方向性により引継ぎの進捗に影響が出ることから地元地権者や市と協議を進める必要がある。
- 一般法人化されたが、靈園事業や近隣センター事業（引継ぎまでの間）、にぎわいづくり事業といった公益事業を円滑に実施する責務を負っている。
- 一般財団法人への移行を契機に、府に150億円寄附することとしており、今年度80億円の寄附を予定しているが、残る70億円を速やかに寄附する必要がある。

【上記課題に対する対応方針等】

- 財団の資産処分に当たっては、公と民との役割分担、府と市町村との役割分担を踏まえ、まちの活性化に繋がる資産処分を府民並びに地元市の理解を得ながら推進していく。
- 近隣センターの引継ぎについては、地元市の立場にも理解を示しつつ、お互いに協力して課題を解決し、近隣センターの活性化に繋がる引継ぎに向けて、粘り強く協議・調整していく。
- 引き続き実施する公益事業については、コスト意識を持つつ、公平性・公共性に十分配慮し、府民満足度の向上に繋がる事業執行に努める。
- 大阪府への特定寄附に関しては、泉ヶ丘の資産処分等を円滑に進め、早期に残額の寄附を実施する。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 泉北所管資産の早期処分に向けた関係者協議・調整
 - ・近隣センター（堺市域12箇所）の引継ぎ
 - ・泉ヶ丘地区センターの処分に係る関係者との協議調整等
- 泉北地区にぎわいづくり事業

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 保有資産を早期に処分し、統合を行うことは重要な方針だが、単なる不動産売却ではなく、まちづくりに資する資産処分を行うことが必要。
そのためには、地元市のニュータウン再整備構想にも十分配慮して、きめ細かな調整を行った上で、早期処分を進めていく必要があり、市の立場も熟知した行政経験者が適任。
- 近隣センターの引継ぎについては、引継後の将来負担や住民からの様々な要望等も念頭に慎重な姿勢となっている地元市に対して、市町村行政を熟知した行政経験者が粘り強く交渉に当たる必要がある。
- 公益事業の実施に当たっては、効率至上主義ではなく、公平性・平等性に十分配慮した行政感覚を持った対応が必要。
- 3法人が統合した団体であり、事業対象地区が、りんくう・臨海地区、千里地区、泉北地区に分かれており、それぞれ地域性が異なる中で、地元調整を行いながら、上記を踏まえ事業を円滑かつ迅速に進めるためには、理事長の他に、各事業本部に現場の判断で意思決定を行うことができる常勤役員が必要。
- また、法人統合が可能となるレベルまで公益目的事業比率を上げるために、資産処分をいかに進めるかが鍵となることから、常務理事の役割は重要である。

大阪府指定出資法人評価等審議会 委員名簿

(平成25年4月1日現在)

氏 名	職 名	備考
上 敏郎	日本電通（株） 代表取締役社長	—
大庭 みどり	（有）ジェイド・コンサルティング 代表取締役	—
小田 利昭	公認会計士小田事務所 公認会計士	—
川本 久美子	マネジメントオフィスかわもと 代表	—
田中 克彦	LOGISTICS DESIGN 代表	—
中本 行則	公認会計士中本行則事務所 公認会計士	—
橋本 豊嗣	はしもと経営研究所 代表	—
林 由佳	新日本有限責任監査法人 公認会計士	—
春次 賢太朗	春次メディカルグループ 理事長	—
平石 奎太	平石経営研究所 所長	—
松川 雅典	弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士	—
山本 浩二	大阪府立大学大学院経済学研究科 教授	会長
善積 康子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株） 主任研究員	—

(五十音順・敬称略)